

3.韓国

【用語等の説明】

この報告書において用いる主な用語は次のとおりである。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定	・ ・ ・ ・ ・
	ジュネーブ改正協定
ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則	・ ・ ・ ・ ・ 共通規則
ハーグ協定に係る出願のための実施細則	・ ・ ・ ・ ・ 実施細則
デザイン保護法	・ ・ ・ ・ ・ デ法
デザイン保護法施行規則	・ ・ ・ ・ ・ デ法施規
国際デザイン登録出願審査事務取扱規程	・ ・ ・ ・ ・ 審査規程
ハーグ国際出願及び国際デザイン登録出願方式審査事務取扱規程	・ ・ ・ ・ ・ 方式規程
デザイン 優先審査の申請に関する告示	・ ・ ・ ・ ・ 告示
デザイン 審査基準	・ ・ ・ ・ ・ 審査基準

(1) デザイン保護法の動向

韓国でのジュネーブ改正協定に基づくデザインの国際出願に関する事項を規定する法令の名称、規定箇所、最新の改正等は下記の通りである。

ジュネーブ改正協定，共通規則及び実施細則	
法令名称(施行日)	主な改正内容
デ法 (2014. 7. 1. 施行)	現行韓国のデ法は 1961 年制定されて、1990 年全面改正したものであって、その後数回の改正を経て、最新の改正は、2013 年 5 月 28 日（施行は 2014 年 7 月 1 日）である。主要改正内容は下記の通りである。 (1) デザインの創作性要件を強化(33 条 2 項) 韓国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合によって容易に創作することができるデザインも創作性がないものと見なす。 (2) 関連デザイン制度の導入(35 条) 類似デザイン制度を廃止し、基本デザインとのみ類似するデザインの独自のデザイン権を認める関連デザイン制度を導入 (3) デザイン権の存続期間延長（91 条） デザイン権は設定登録した日から発生してデザイン登録出願日後 20 年になる日まで存続する。 (4) 新規性喪失の例外主張手続きの改善（36 条 2 項） 新規性喪失の例外は出願時にのみ主張できるようになっていたが、これを拒絶理由通知を受けるか、あるいはデザイン一部審査登録の異議申立・無効審判が提起された場合にも、意見書又は答弁書を出す際に主張できるようにする。 (5) 複数デザイン登録出願制度の改善(41 条及び 65 条等) 審査登録出願・一部審査登録出願の区分なく同類に属する物品は 100 個まで複数デザイン登録出願が可能になるようにし、複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにのみ拒絶理由がある場合はその一部に対してのみ拒絶決定をできるようにする。 (6) 「ジュネーブ改正協定」の韓国内移行のための手続きと特例第 9 章 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」による国際出

	願 173 条～205 条 173 条～178 条 韓国の特許庁を通して国際出願をする場合を規定 179条～205条 韓国を指定国として指定した国際デザイン登録出願に関する特例を規定
デ法施規 (2016. 1. 1. 施行)	(1)2014. 7. 1. 主要改正内容 「ジュネーブ改正協定」の韓国内移行のためにデ法が改正されることにより韓国特許庁を通じた国際出願規定と代理人を通じて再審査請求する手続きを備える。 7 条 2 項 1 号：代理人選任 26 条 2 項 2 号：代理人により書類など補正を行う場合にその代理権を証明する書類が必要であることを規定 87 条～94 条：韓国特許庁を通じるジュネーブ改正協定による国際出願（以下、「国際出願」とする） (2)2015. 1. 1. 主要改正内容 デザイン権者の申請がある場合、英語デザイン登録証と携帯用英語デザイン登録証の発給可能（66 条、67 条）、関連デザインで出願する国際出願と新規性喪失の例外を主張する国際出願の場合は関連デザイン登録出願申請書と新規性喪失例外主張書等を提出するようにする（90 条 2 項 4 号）。 (3)2016. 1. 1. 主要改正内容 代理人が出願人へ包括委任に関して説明するようにし（8条1項）、署名又は捺印した包括委任状を電子的イメージで添付してオンラインにより提出できるようにする（8条5項）。
審査規程 (2014.7.1. 施行)	この審査規程はジュネーブ改正協定による国際デザイン登録出願、国際デザイン一部審査登録異議申立などに関する審査事務の取扱基準を定めることを目的とする。
方式規程 (2014.7.1. 施行)	この方式規程は国際出願及び国際デザイン登録出願に関する方式審査事務取扱の基準を定めて事務処理の一貫性及び効率性を期することを目的とする。2014年6月25日に制定されて施行されており、主要内容は韓国特許庁を通じた国際出願書の提出等に

	関する方式審査及び国際事務局の発送事務処理基準、韓国を指定国として出願した国際登録に関する出願書等受付・通知及び国際出願指定手数料等に関する精算処理基準である。
告示 (2015. 2. 1.施行)	4条：「国際登録公開後デザイン登録出願人ではない者が出願されたデザインを業として実施していると認められる場合」優先審査の申請対象となる。 7条：「複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合はデザイン全部に関して優先審査を申請しなければならない」
審査基準 (2015. 10. 1.施行)	この基準はジュネーブ改正協定、共通規則 により改正されたデ法で規定している国際デザイン登録出願に関する判断要件区分 主要な改正内容は次の通り。 「ジュネーブ改正協定」により韓国を指定国とした国際デザイン登録出願の場合は国際登録日を出願日とする。「ジュネーブ改正協定」による国際登録簿の更正がある場合、当該国際デザイン登録出願は更正の通り効力が認められる。「ジュネーブ改正協定」による国際登録公開後、デザイン登録出願人ではない者が業として実施中の場合、その者も優先審査を申請することができる。一組の物品で出願することができる対象拡大。 優先権主張を伴う出願の要旨変更判断基準補完。

(2) デザイン(意匠)の定義

「デザイン」とは、物品〔物品の部分及びタイプフェイスを含む。以下、同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう[デ法 2 条 1 号]。つまり、本法を通じて保護を受けようとする対象は、本条の規定により物品性、形態性、視覚性及び審美性を備えなければならない。

「タイプフェイス」とは、記録や表示又は印刷などに使用するために、共通的な特徴を有する形態で作られた一組の字形（数字、文章符号及び記号などの形態を含む）をいう [デ法 2 条 2 号]。2004 年法改正によってタイプフェイスに関するデザイン創作の保護のために、デザインの定義規定を改正してデザインの概念内にタイプフェイスが含まれるようにした。また、このようなタイプフェイスの概念を明確

にするために、タイプフェイスの定義規定を別途で新設した。

※ 韓国を指定締約国として国際デザイン登録出願する場合、文字の図示、文章による例示、代表的文字の特定の図の提出が必要である。

（３）韓国の特徴的な制度

① 関連デザイン制度

デザイン権者又はデザイン登録出願人は自身の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン（以下、「基本デザイン」とする）とのみ類似したデザイン（以下、「関連デザイン」とする）に関しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から１年以内にデザイン登録出願された場合に限って登録を受けることができる制度である〔デ法 35 条〕。

② 秘密デザイン制度

デザイン登録出願人は請求によりデザイン権の設定登録日から３年以内の期間を指定して、そのデザインの内容を秘密にできる〔デ法 43 条〕。秘密デザイン制度は必然的に国際公表が伴う国際デザイン登録出願において両立できない制度であるため、韓国で国際デザイン登録出願の出願人については、秘密デザイン制度は適用されない〔デ法 184 条〕。また、国際登録デザイン権の場合、秘密とすることを請求するのが不可能であるため、国際デザイン登録権者はデ法 113 条 2 項により、書面で警告せず権利侵害に関する禁止請求権などを行使することが出来る〔デ法 204 条〕。

③ 一部審査制度

一部審査登録の対象は、第 2 類（衣類）、第 5 類（織物類）、第 19 類（事務用品類）である〔デ法施規 38 条 3 項〕。この場合、当該物品に関しては、デザイン一部審査登録出願としてのみ出願することができる〔デ法 37 条 4 項〕。これは出願人の選択により決定されるものではなく、デザインの対象となる物品の種類により決定される。

2014 年 7 月 1 日施行デ法全面改正により、既存「無審査登録制度」という用語は、「一部審査登録制度」という用語に替えられた。一部審査登録制度はデザイン登録

要件のうち、一部登録要件を審査しない制度であるだけで、登録要件全部を審査しないことではないので、制度の定義を明確にするためである。一方、デザイン審査登録出願の場合、約 8～12 月、デザイン一部審査登録出願の場合、約 3～6 月かかることもある。審査登録出願又は一部審査登録出願に関して優先審査申請がある場合、約 1～2 月程度の審査期間がかかる。

デ法 193 条では国際デザイン登録出願が物品によって審査登録出願と一部審査登録出願に区別して出願しなかったことを理由としてこれを拒絶することができないようにしている。これは国際デザイン登録出願は国内デザイン登録出願とは異なり、デザイン審査登録出願とデザイン一部審査登録出願を区分しないので、これを区分して出願することを出願人に強制することはできないためである。

国際デザイン登録出願に関しては一部審査出願を審査出願に変える補正が不可能である [デ法 186 条 2 項]。

④ 登録後、異議申立制度

誰でもデザイン一部審査登録出願によりデザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録の公告日後 3 か月になる日までに、当該異議申立の事由に該当することを理由として特許庁長に異議申立をすることができる [デ法第 68 条 1 項]。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録に関しては各デザイン毎にデザイン一部審査登録の異議申立をしなければならない [デ法 68 条 1 項]。

デザイン一部審査登録制度を用いて登録されたデザイン権の中には実体的登録要件が欠如したデザインが多数存在する可能性がある。このような権利を簡便な行政手続きにより登録を取消させることができるようにデザイン一部審査登録の異議申立制度を備えている。

⑤ 1 デザイン 1 出願制度

デザイン保護法では 1 デザインは 1 デザイン登録出願が原則であるため [デ法 40 条 1 項]、1 つのデザイン登録出願に 2 以上のデザインが含まれる場合、登録することができない。

※一組の物品の意匠の場合、組み合わせられた全体図及び構成物品ごとの関連する図の提出が必要である。

韓国は原則的に 1 デザイン 1 出願制度であるが、2 以上の物品が一組の物品とし

で同時に使用されて統合的美感を発生する場合、一組の物品のデザイン全体として保護を受けることができるようにしている〔デ法 42 条〕。

⑥ 複数デザイン登録出願制度

デ法は 1 つのデザイン登録手続きを通じて 1 つのデザイン権が発生することを原則とする〔デ法 40 条 1 項〕。しかし、同一のロカルノ物品類区分に属する物品の場合、100 個以内に複数デザイン登録出願が可能である〔デ法 41 条〕。これは多数のデザインを同時に創作・出願と併せて管理が必要な場合に有用に活用することができる。それぞれのデザイン毎にデザイン登録決定〔デ法 65 条〕、デザイン登録拒絶決定〔デ法 62 条 5 項〕、デザイン一部審査登録異議申立〔デ法 68 条〕、デザインの無効審判〔デ法 121 条〕、権利範囲確認審判〔デ法 122 条〕等が可能に規定されている。

⑦ 部分デザイン

2001 年度には、デ法を改正しデザインを構成する「物品」の定義に「物品の部分」を含むことにより、物品の部分に関する形態などに対して独創性が高く、特徴がある創作をした場合には、当該部分を部分デザインとして保護されることができるようにした〔デ法 2 条第 1 号〕。

⑧ タイプフェイスデザイン

「タイプフェイス」とは、記録や表示又は印刷などに使うために、共通の特徴を有する形態で作られた一組の字の形（数字、文章符号および記号などの形態を含む）をいう〔デ法 2 条 1 号〕。

⑨ 画像デザイン

韓国は、2001 年デ法改正を通じて部分デザイン制度を導入し、物品の液晶画面などの表示部に表示される図形など（画像デザイン）を部分デザインとして保護している。韓国の特許庁は、画像デザインの保護範囲を拡大するために、「画像デザインが表示された液晶表示板」、「画像デザインが表示された電子機器表示板」、「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」などのような名称を使って出願することができるようにしており、多様な情報化機器に対する包括的な保護が可能となった〔審査基準 2 部 2 章 3 1）（4）〕。

韓国の実務上、保護されている画像デザインは、（製品に必要不可欠な）表示部

機器の画像デザイン、汎用機器のOSの画像デザイン、アプリケーション・ソフトウェアの画像デザイン、ゲームソフトの画像デザイン、ウェブページ画像デザインである。グラフィックシンボル、GUIなどもそのデザイン自体のみでは登録されないが、液晶画面などの表示部を備える情報化機器、例えば、コンピュータモニター、携帯電話機、個人携帯情報端末機（PDA）、自動車用自動航法装置（Navigator）、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、複写機、浄水器、MP3プレイヤー、CDプレイヤー、MDプレイヤー、ウォークマン、デジタルカメラ、現金自動預け払い機(ATM)、POS(Point of Sale)端末機などに適用された状態で登録を受けることができる。

現在韓国では、毎年多くの画像デザイン出願が行われているが、これまでは、画像デザインの特殊性が反映された審査指針ではなく、一般的な審査基準により適用がされてきた。そこで韓国の特許庁は、一般的な製品デザインとは異なる画像デザインの特殊性を反映した画像デザイン審査指針を策定し、2016年1月から施行している。その関連情報は、下記 URL「JETRO seoul 知的財産チーム」の中に掲載されている。

http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch_view.asp?news_idx=5234&year=1999&smoth=1&sday

⑩ 登録デザインに対する権利範囲確認審判

デザイン権者、専用実施権者、又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するために、デザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる [デ法122条]。

⑪ 無効審判の当事者

日本国と異なりデザイン登録の無効審判が請求できる者は、利害関係人又は審査官に限る。複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求しなければならない [デ法121条1項]。

⑫ 再審査

デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願に関してデザイン登録拒絶決定（再審査によるデザイン登録拒絶決定は除く）謄本の送達を受けた日から30日以内に拒絶決定不服審判請求をしないで再審査を請求することができる [デ法64条1項]。

(4) 方式要件

① 国際出願の願書【DM/1】の作成

- 1) 国際出願人 (第 1 欄, Applicant)
- 2) 国際出願資格 (第 2 欄, Entitlement to File)
- 3) 国際出願人の締約国 (第 3 欄, Applicants Contracting Party)
- 4) 連絡住所 (第 4 欄, Address for Correspondence)

※ 韓国の場合

方式規程第 14 条 (国際登録名称又は住所変更の処理)

- ① 国際登録件に名称又は住所変更がある場合、国際事務局から国際登録簿の名称又は住所変更通知を受領する前まで、当該国際デザイン登録出願の方式審査手続きを保留することを原則とする。ただし、国際デザイン登録出願人が国際事務局に提出した申請書写し (DM6 書式又はこれと同等な文書) を提出する場合には、これを証明として認めて方式審査手続きを進めることができる。この場合、申請書写しに記載された名称および住所が国際デザイン登録出願人の出願人コードの記載事項と一致しなければならない。
- ② 国際出願課は、第1項による国際デザイン登録出願人の名称および住所変更申請が国際事務局に受け付けられたかどうかを、国際事務局電算システムを通して確認しなければならない。

- 5) 代理人選任 (第 5 欄, Appointment of Representative)
- 6) デザイン、図面および見本の数 (第 6 欄, Number of Industrial Design (s), Reproduction (s) And/or Specimen (s))

(a) 韓国を指定締約国として国際出願する場合、次の特定の図の提出が必要である。

(i) 一組の物品のデザインの場合、組み合わされた全体図及び構成物品ごとの関連する図

(ii) タイプフェイスのデザインの場合、文字の図示、文章による例示、代表的文字

※ 以上の要件を満たしていない国際デザイン登録出願による国際登録は、韓国において拒絶の対象となる場合があるが、国際事務局では、この要件に不備があるか確認が行われない。

(b) 韓国の場合複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合にはデザイン全部について優先審査を申請しなければならない [告示 7 条 (優先審査申請の

特例)]]。

7) 締約国指定 (第 7 欄, Designated Contracting Parties)

※韓国の場合、デザイン登録出願人とデザインの創作者が異なっても、通常の場合出願時にデザイン登録を受けられる権利の譲渡を証明する必要はない。

韓国を指定したときは韓国のデザイン法はデザインが物品に化体されることを前提とするので、ロカルノ分類の第 32 類に属する物品 (物品性を伴わないロゴ、表面模様等) は 保護が受けられない。そのため、韓国を指定締約国とする第 32 類に属するデザインは、韓国では国際登録の効果が拒絶されるので、注意が必要である。

8) デザインを構成するか、その使用に関連した物品 (第 8 欄, Products Which constitute the Industrial Design or in Relation to Which is to be Used)

9) 説明 (第 9 欄, Description)

※韓国の場合、パリ条約による通常的な国際デザイン登録出願の場合デザインの図面に創作内容の要点を記載しなければならないが、ハーグ条約を通じた国際デザイン登録出願の場合には創作内容の要点を記載しないこともある [デ法 181 条 3 項]。

10) 図面に関する説明 (第 10 欄, Description of reproductions (Legends))

韓国の場合、選択的な記載事項である。

11) 創作者の特定 (第 11 欄, Identity of the Creator)

韓国を指定国として国際登録出願をする場合、創作者の氏名及び住所を必ず記載しなければならない [デ法 181 条 1 項、37 条 1 項 6 号]。韓国の特許庁は日本国とは異なり、デザインの創作をした者を追加・削除・変更する場合にはデザインの創作をした者全員の宣誓書を要求しない。

韓国を指定する国際出願の場合創作者の記載が不可欠であり、これを記載しなければ韓国特許庁の審査段階で補正要求を受けることになる。補正要求を受けることになると韓国内の代理人を介して補正書を提出しなければならない。審査官は創作者の氏名と住所のみ要求するだけで、創作者であることを証明できる書類を要求しない。

12) 請求範囲 (第 12 欄, Claim)

13) 優先権主張 (第 13 欄, Priority Claim)

国際出願における韓国の指定：パリ条約第 4 条に基づく優先権主張

(a) 韓国特許庁 (KIPO) は、WIPO 国際事務局宛の 2015 年 11 月 7 日付書簡において、次の旨を表明した。韓国を指定する国際出願に優先権主張が含まれる場合、優先権書類は、E-Filing (インターネット出願) の場合は、「More optional contents (さ

らなる任意の内容)」タブの下にある新規性喪失の例外を主張するためのセクションを使うことにより、書面による出願の場合は、DM/1 様式（国際登録願）の付属書 II を使用することによって国際事務局を経由して提出することができる。

(b) 優先権書類を上記の方法により提出しない場合は、KIPO へ直接提出することができる。その場合、優先権書類は、「International Designs Bulletin（国際意匠公報）」における国際登録の公表の日から 3 月以内に KIPO へ提出しなければならない。名義人が国外在住の場合は、国内の代理人を通して提出しなければならない。この期間内に優先権書類が提出されなかった場合、KIPO は優先権主張が無かったものとみなす。

デ法

第 51 条（条約による優先権主張）

③第 3 項により、優先権を主張した者は最初に出願した国の政府が認める出願年月日を記した書面及び図面の謄本をデザイン登録出願日から 3 か月以内に特許庁長に提出しなければならない。

方式規程

第 8 条（優先権主張証明書類提出の案内）国際出願課は優先権主張が含まれた国際デザイン登録出願書を受付た際には、国際デザイン登録出願人にデザイン保護法第 51 条第 4 項による優先権主張関連書類の提出期限を知らせなければならない。

< 第 13 欄, Priority claim 作成例 >

☒ The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below

Office of earlier filing	No. of earlier filing	Date	Date of earlier filing	No. of the designs
KR	2014-0030409		12/05/2014	1
WO	DM/076317		13/02/2014	2

*一部デザインに対する優先権主張を行う際には上記のように記載できるが、国際出願に含まれたデザイン全部に対して主張する際は別途で記載する必要がない

*主張するデザインを記載したり、主張しないデザインを記載することは国際出願人が作成しやすい方法を選択できる

14) 国際博覧会（第 14 欄, International Exhibition）

15) 新規性喪失に対する例外（第 15 欄, Exception to lack of novelty）

(a) 新規性喪失に対する例外を証明する証明書類は Annex II を使用して国際出願と

共に提出するか、又は下記(b)(ii)項に定められた手続に従って韓国特許庁に直接提出することができる。

(b) 新規性喪失の例外主張時期 [デ法 36 条 2 項]

(i) 出願時に新規性喪失の例外主張を行う場合は、国際公表日から 30 日以内に提出しなければならない。証明書類には公知形態、公知日、公知主体及びデザイン図面等客観的な証拠事実を提示しなければならない。デザインが公知となった当時のデザイン登録を受けられる権利を有する者と当該出願書に記載された出願人が異なる場合は、公知以後その権利が承継されたという事実を証明書類に明示し、証拠を提示しなければならない。

(ii) 拒絶理由通知に対する意見書を提出する際、デザイン一部審査登録の異議申請に対する答弁書を提出する際、デザイン登録無効審判が請求され、それに対する答弁書を提出する際に新規性喪失例外主張が証明できる書類を提出すれば良い。

審査規程

第 26 条 (分割出願及び出願の変更に対する処理)

④審査官は審査中の国際デザイン登録出願に対する優先権主張、分割出願、「デザイン保護法」第 36 条による新規性喪失例外主張が適法ではないと認められる場合は、その理由を記載し、国際デザイン登録出願人に優先権主張、分割出願、新規性喪失の例外不認定予告通知をし、期間を定めて意見提出通知の機会を与え、提出された意見によっても認められない場合は国際デザイン登録出願人に優先権主張、分割出願、新規性喪失の例外不認定通知をする。

16) 基本デザインとの関係 (第 16 欄, Relation with a principal design)

<第 16 欄, Relation with a principal design 作成例>

Case No.1. 本国際出願デザインのうち、基本デザインがない場合

(a) 項の

☐ The applicant requests all the industrial designs which are contained in the present international application to be registered as a related design, or (出願人は本国際出願に含まれたすべてのデザインが関連デザインとして登録されることを要請します。または) にチェックした上で

(b) 項 (i) 項のうち、下記項目の一つにチェックして当該情報を記載しなければならない。

☐ a prior international application designating the Contracting Party concerned (当該締約国を指

定した先国際出願) の

WIPO reference (WIPO 参照番号) :

☐ a prior international registration designating the Contracting Party concerned (当該締約国を指定した先国際登録) の

International Registration No. (国際登録番号) :

☐ a prior national application filed with the Office of the Contracting Party concerned (当該締約国の官庁に出願された先国内出願) の

Application No./Applicant's reference (出願番号/出願人参照番号) :

☐ a prior national registration at the Office of the Contracting Party concerned (当該締約国の官庁に出願された先国内登録) の

National registration No. (国内登録番号) :

Case No.2. 本国際出願デザインのうち、基本デザインがある場合

(a) 項の

☐ The applicant requests the following industrial designs which are contained in the present international application to be registered as a related design (s) (出願人は本国際出願に含まれた次のデザインが関連デザインとして登録されることを要請します) : にチェックして、関連するデザイン番号を表示する。次に

(b) 項 (i) 項の ☐ the present international application (本国際出願) にチェック、次に

(b) 項 (ii) 項に基本デザインのデザイン番号を記載しなければならない。

17) 国際登録の公表 (第 17 欄, Publication of International Registration)

韓国はハーグ協定により公表の延期を認める期間が30か月である。韓国の場合、国際デザイン登録出願は原則的に国際登録後国際登録が公表され、このような公表は全ての締約国に十分に公表されたことと見なされるため、出願人に別途で公表を要求することができず [協約第10条第3項]、これにより国内段階では別途で出願公表しない [デ法189条]。国際デザイン登録出願は原則的に国際登録公表後に国内段階に進入するため、別途の出願公表を行う必要がなく、出願公表による補償金請求権等全ての効果は国際登録公表によって発生する [デ法190条]。

18) 米国個別指定手数料の減免 (第 18 欄, Reduction of United States Individual Designation Fee, 米国を指定した場合のみ該当)

19) 出願人、代理人の署名 (第 19 欄, Signature by Applicant or His Representative)

20) 手数料の納付 (Payment of Fees)

21) 出願補正の特例

(a) 通常的なデザイン登録出願と異なり、補正の対象から写真又は見本は除外される [デ法 186 条 1 項]。

(b) 通常的なデザイン登録出願の場合、補正時期は①デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録決定（以下、「デザイン登録可否決定」とする）の通知書が発送される前まで、②再審査を請求するとき、③デザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合にはその請求日から 30 日以内に補正することができる [デ法 48 条 4 項]。

しかし、国際デザイン登録出願の場合、デザイン登録可否決定以前の補正 [デ法 48 条 4 項 1 号] は、国際登録公表以後デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで可能である [デ法 186 条 3 項]。

22) 国際デザイン登録出願に対する分割における特例

通常的なデザイン登録出願の分割は一部デザインに対する拒絶理由に対応、複数の出願デザインを分離して実施許諾等管理便宜上任意で行われることもある。また、分割の時期も出願補正の場合と同様である [デ法 48 条 4 項、50 条 3 項]。

しかし、国際デザイン登録出願の分割の場合、出願人の管理便宜上任意分割は認められず、その対象も拒絶理由通知を受けた場合にのみ分割出願が可能になるようにしている [デ法 187 条 1 項]。分割時期も国際デザイン登録出願の国際登録公表以降に制限される [デ法 187 条 2 項]。

23) 国際登録の消滅による国際デザイン登録出願又は国際登録デザイン権の取下げ等

国際登録出願人が更新をしない場合について、韓国の場合、日本国の意匠法 64 条の 14 の 2 項の規定と同様の趣旨で、「ジュネーブ改正協定第 16 条 (1) (iv) による放棄及び同ジュネーブ改正協定第 16 条 (1) (v) による減縮等変更事項の記録によって国際登録の全部又は一部が消滅した場合にはその消滅した範囲で当該国際デザイン登録出願の全部又は一部が取り下げられたものとみなし、国際登録デザイン権の全部又は一部が放棄されたものとみなす [デ法 183 条 1 項]」。「このような取下げ又は放棄の効力は国際登録簿に当該国際登録の変更事項が記録された日から発生する [デ法 183 条 2 項]」と規定している。

24) 職権補正の特例

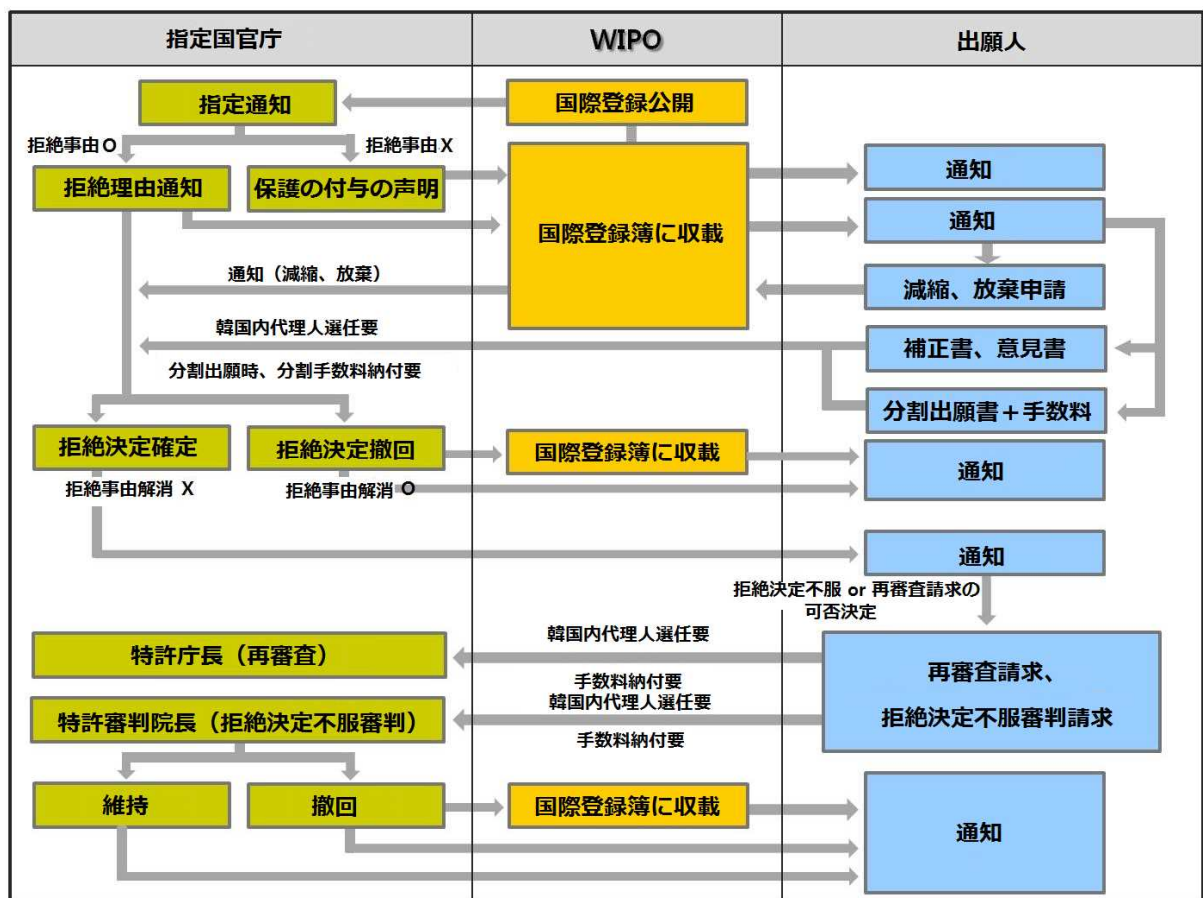
通常のデザイン登録出願の場合、審査官の職権補正が認められ、職権補正事項を出願人に通知し、出願人の異議がなければ職権補正された内容で設定登録されるようにしている [デ法 66 条]。しかし、国際デザイン登録出願の場合には、すべての指定国でのデザイン権が国際登録簿により一括的に管理されるため、特定指定国による職権補正は認められない [デ法 195 条]。

(5) 審査

① 審査の概略(出願から最終処分までの概要)

1) ハーグ協定に基づく審査の概略

指定国官庁手続図



2) 韓国におけるジュネーブ改正協定による出願のフローチャート（指定国以降）
 国際意匠登録出願の際に韓国を指定国とするジュネーブ改正協定による出願は、デ
 法 181 条により、国際登録公表は、37 条 1 項による提出とみなされるので、国内審
 査と同様の審査過程を経ることになる。



② 審査内容

韓国を指定した国際出願が第 2 類、第 5 類、第 19 類に属する物品であれば、一部審査対象として取り扱われる。

<実体審査事項(拒絶理由) 条文概要>

区分	実体審査事項(拒絶理由)		審査可否	
			審査登録出願	一部審査登録出願
1. 主体的要件	デザイン登録を受けることができない者 (デ法 3条, 62条1項1号)		○	○
	共同出願(デ法39条)		○	○
	外国人の権利能力(デ法27条)		○	○
2. 客体的要件	デザインの成立要件(デ法2条 → デ法33条1項本文)		○	○
	実体的要件	工業上利用可能性 (デ法33条1項本文)	○	○
		新規性(デ法33条1項各号)	○	X
		創作非容易性(デ法33条2項)	○	△
	手続的要件	1 デザイン 1 デザイン登録出願 (デ法40条1項・2項)	○	○
		複数デザイン登録出願 (デ法41条)	○	○
		先出願(デ法46条1項・2項)	○	X
		拡大された先出願 (デ法33条3項)	○	X
		デザイン一部審査登録出願デザイン (デ法37条4項)	○	○
	特別要件	関連デザイン(デ法35条)	○	X
		関連デザイン一部審査登録出願デザイン (デ法62条3項)	X	○

		一組の物品のデザイン(デ法42条)	○	○
	デザイン登録を受けられないデザイン(不登録要件) (デ法34条)		○	○
	条約規定による要件(デ法51条, 62条1項3号)		○	○

○-審査 △-一部事項審査 X-無審査

③ 拒絶の通報の期間

区分	根拠	内容	備考
WIPO に対する最終拒絶通知期限	共通規則 18条1項	国際公表日から6か月 (一部審査) または12 か月 (審査) 以内	法定期間
WIPO に対する最初の拒絶通知期限	審査規程19条	国際公表日から2か月 (一部審査) または6 か月 (審査) 以内	指定期間

拒絶通知が期限以内か否かは、その官庁が拒絶通知を発送した日が基準になる。拒絶通知など WIPO に対する各種の通知書は、デザイン審査政策課発送担当者により電子的な方式で発送される。

2014 年を基準に、1 次審査処理期間は 6.5 か月である（出所：特許庁 2014 年知識財産白書 631 ページ）

※「法定期間及び指定期間について」[審査基準 1 部 5 章 1) 及び 2)]

1) 法定期間：その長さが法律で定められている期間をいい、期間の満了によって法律効果が当然発生する(例：デ法 36 条「新規性喪失例外の証明書類を提出することができる期間」)。

2) 指定期間：デザインに関する手順を踏む者に対して特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が法に基づいて指定、又は法による命令に基づいて指定した 2 か月以内の期間（例：審査官の拒絶理由通知の際に指定する「意見書を提出することができる期間」）。

※ 審査規程

第 19 条（審査処理期限）

① 審査官は国際デザイン登録出願に関して、国際公表日から審査登録出願は6か月以内に、一部審査登録出願は2か月以内に最初審査結果を通知することを原則とする。

④ 拒絶等の通報の内容

1) デ法 33 条

33 条はデザインの登録要件に関する規定であって、1 項ではデザインの工業上利用可能性を、1 項の各号では新規性を規定している。また 2 項ではデザインの創作非容易性を規定しており、3 項では拡大された先出願の地位に関して規定している。工業上利用可能性（1 項）とは、工業的生産方法によって同一の物品を量産することができるデザインをいい、ここで工業的生産方法とは、その生産方法が機械による生産はもちろん手工業的生産も含む。

本条 1 項各号ではデザイン登録出願前に国内又は国外で公知にされたか、又は公然に実施されたデザイン、デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたか、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン、このようなデザインと類似するデザインは新規性が喪失されると規定している。新規性判断は当該デザイン登録出願時を基準としている。地域的基準は国内・外を不問とする。客観的に想定された平均的かつ理想的な需要者、つまり一般需要者を基準として公知デザイン等との同一及び類似を判断する。

2) デ法 34 条

デザインの成立要件を満たし、なおかつ工業上利用可能性、新規性及び創作性等デザイン登録の要件を備えたデザインであるとしても、本条の各号で規定しているデザインの場合は公益的見地又は産業政策的見地から登録を受けることができない。

(a) 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の標章及び外国の国旗、国章又は国際機関などの文字や標識と同一又は類似するデザイン

(b) デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道德観念や善良な風俗に反し、又は公共秩序を害する恐れがあるデザイン

(c) 他人の業務と関連する物品と混同を生ずる恐れがあるデザイン

(d) 物品の機能を確保するのに不可欠な形状のみからなるデザイン

3) デ法 62 条

審査の統一性を維持し、審査に関する公正性と客観性が維持されるようにデザイン登録拒絶決定理由を本条で列举的に明示した。

(a) デザイン審査登録出願のデザイン登録拒絶決定(1 項)

1 項の主要な拒絶事由としては、デザインの創作者又はその承継人ではない場合 (3 条 1 項)、デザインの登録の要件 (工業上利用可能性、新規性、創作性) を備えない場合 (33 条)、デザイン登録を受けることができないデザイン (34 条)、関連デザインの場合、基本デザインとだけ類似するデザインにおいて、その基本デザインのデザイン登録出願日から 1 年が経過した後に登録出願された場合や関連デザイン又は関連デザインとだけ類似するデザインのデザイン登録出願の場合 (35 条)、条約に反する場合

(b) デザイン一部審査登録出願のデザイン登録拒絶決定(2 項及び 4 項)

主要な拒絶事由では、デザインの創作者又はその承継人ではない場合 (3 条 1 項)、デザインの登録要件のうち工業上利用可能性、創作性を備えない場合 (新規性審査しない)、条約に反する場合、デザイン登録を受けることができないデザイン (34 条)、一部審査登録出願をできる物品に指定されない物品が一部審査登録出願された場合 (37 条 4 項)

(c) 関連デザインの場合(3 項)

デザイン一部審査登録出願であって、35 条による関連デザイン出願が 2 項各号のいずれか一つ又は次の各号のいずれか一つに該当する場合は、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。(i) デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合、(ii) 基本デザインのデザイン権が消滅された場合、(iii) 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合、(iv) 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合、(v) 基本デザインと類似しない場合、(vi) 基本デザインのデザイン登録出願日から 1 年が経過した後にデザイン登録出願された場合、(vii) 35 条 3 項により基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されている場

合にデザイン登録を受けることができないため、この場合、拒絶決定の事由に該当する。

(d) 複数デザインの場合(5 項)

複数デザイン登録出願に関して第 1 項から第 3 項までの規定によりデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

④ 主要拒絶理由等の根拠条文

(a) 提出した優先権証明書類が国際出願時に主張した優先権関連情報と一致しない(方式規程 8 条)

(b) 図面関連拒絶理由(デ法 33 条 1 項)

必要な図面の欠如、提出された図面からデザインの全体形状を具体的に把握することができない、図面の不一致

(c) 不適切な物品名の記載(デ法 40 条 2 項)

(d) 創作が容易なデザイン(デ法 33 条 2 項)

(e) 新規性の欠如(デ法 33 条 1 項)

(f) 創作の記載の漏れ（出願人が創作者から出願されたデザインを承継したかの可否が不明確である）(デ法 37 条 1 項)

（６）拒絶の通報を受領した場合の応答手続

①拒絶の通報などの概略

1) 応答手続きの概略

国際デザイン登録出願に対して韓国内段階で、韓国特許庁が拒絶理由を発見した場合には拒絶の根拠となるすべての理由などを記載して、一定の期間内に国際事務局に通知しなければならない（協定 12 条(2)）、国際事務局は拒絶通知の写しを出願人に遅滞なく送付して救済手段を付与しなければならない（協定 12 条(3)）。これにより、審査官は国際事務局を通じて国際登録出願の名義人に拒絶理由を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない（デ法 63 条）。しかし、その後意見書が提出されなかったか、もしくは意見書は提出されたが国際登録出願の名義人の主張が理由のないものと認められる場合、補正的内容を含む拒絶理由通知に対して補正が行われなかった場合にはデザイン登録拒絶決定を下す。一方、これに対する不服がある場合にはデザイン登録拒絶決定の謄本が送達された日から 30 日以内に

拒絶決定不服審判又は再審査を請求することができ（デ法 64 条、120 条）、この期間内にデザイン登録拒絶決定に対する審判又は再審査の請求がなかったときはデザイン登録拒絶決定が確定される。

国際登録権利者の対応（補正、再審査または不服審判請求など）により拒絶理由が解消された場合には韓国特許庁は国際事務局を通じて国際登録権利者に拒絶の撤回の通知書を送付するか（規則 18 条(4)）、拒絶の撤回を通知する代わりに、国際登録の対象になった産業デザインの全部又は一部について保護を付与するという趣旨の記述書を国際事務局に送付することができる（規則 18 の 2 条(2)(a)）。

2) 拒絶の通報は英語でなされる。

3) 拒絶の通報は国際デザイン登録出願の全部又は一部についても可能である（協定 12 条(1)）。

② 拒絶の通報の事例

Issuing number:

Issuing date: 2015.05.07.

文書発行番号及び発行日

the Hague Agreement

Concerning the International Registration of Industrial Designs

NOTIFICATION OF REFUSAL

To the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)
under Article 12 of the Geneva Act and under Rule 18(2) of the Common Regulations

34, chemin des Colombettes P.O.Box 181211
Geneva 20, Switzerland

World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

WIPO 国際
事務局の
名称及び
住所

産業デザインの国際登録に関するジュネーブ改正協定中のジュネーブ協定に基づいて国際登録に対する拒絶の通報という趣旨の

1. Office making the notification

Korean Intellectual Property Office (KIPO)

189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 302-701, Republic of Korea

2. Number of the international registration

3. Date of publication (Int. Design bulletin)

2014.12.19

4. Holder of the international registration

(a) name:

(b) address:

()

5. The scope of the refusal

☒ All design(s) included in the international registration

☐ The design(s) no. of the international registration

6. Date on which a refusal was pronounced

2015.05.07.

7. Time limit for response

2015.07.07.

8. Guidance as to future procedure

- (1) Where the holder receives this notification, the protection of the international registration is to be refused for the design(s) that this refusal is directed against, unless the holder submits to KIPO, through a representative whose address is in the Republic of Korea, a written opinion (amendment) within two months from the date on which this provisional refusal was pronounced. The time limit is indicated under 7 above.
- (2) Regarding the time limit, the holder may request the extension of time to submit a written opinion (amendment) to KIPO. The extension will be granted twice for a period of one month, respectively. This request should be made within the given time limit through the above representative.

9. Ground(s) for refusal

This design applied for design registration may not obtain a design registration under Article 62(1) of the Design Protection Act, since it does not comply with Article 33(1) of the Design Protection Act, for the reason(s) listed below:

- The reproductions do not sufficiently disclose the appearance of the design as the back of wheel rims is not represented, as indicated below.

通知官庁：韓国特許庁の名称及び住所

国際登録番号

国際公表日

国際登録名義人の名称及び住所

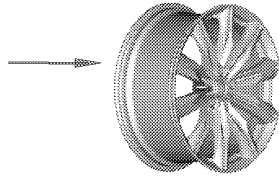
拒絶の範囲：拒絶対象となるデザインを表示

拒絶通報が発行された日

応答期限日

今後の手続きに関する案内：拒絶通報に対処するためのガイダンスの記載：国際登録の名義人は、韓国に住所を置いた代理人を介して拒絶通報が発行された日から 2 か月以内に意見書（補正書）を提出することができ、この応答期限日は、前記代理人を介して 1 回に 1 か月ずつ、2 回までのみ延長可能。

拒絶理由：拒絶の根拠となるデザイン保護法の条文が表示されており、拒絶理由の詳細が記載されている。



< Corresponding provisions of Korean design law >

© Article 33(1) (Requirements for Design Registration)

Industrially applicable designs can be registered unless they fall under any of the following subparagraphs:

1. Where there is a design publicly known or publicly worked in the Republic of Korea or in a foreign country prior to the application for design registration.
2. Where there is a design which has been carried in a publication distributed in the Republic of Korea or in a foreign country, or which has become utilizable by the public through telecommunication lines prior to the application for design registration.
3. Where there is a design similar to a design referred to in subparagraph 1 or 2 of this Article.

© Article 62(1) (Decisions to refuse an application for design registration)

An examiner shall decide to refuse design registration if an application that is subject to substantive examination falls under any of the following sub-paragraphs:

1. Where a person is not entitled to design registration under Article 3(1) of this Act
2. Where the design applied for design registration cannot be registered under Article 27, 33 to 35, 37(4), 39 to 42, 46(1) and (2) of this Act; or
3. Where an application for design registration violates a treaty

韓国デザイン保護法の関連条文：拒絶の根拠となるデザイン保護法の関連条文の全文が掲載されている。

10. Official Seal or Signature by the Office

2015.05.07.
KIPO Examiner

JEON, Ho Beom 

拒絶通報の官庁の公認又はサイン：審査官名が記載されている。

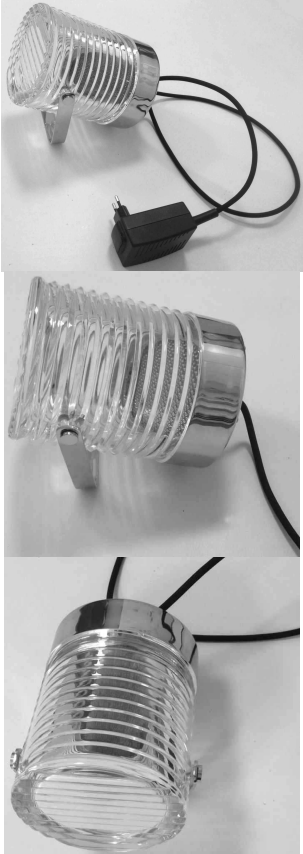
※ If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
e-mail: kipohague@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8103, fax: (82) (42) 472 7470

拒絶通報に関する質問があるか、応答への助言が必要な場合、審査官の連絡先が記載されている。

③具体的な通報事

1) 事例 1 (物品名に関する事例)

(a) 事例 1 の具体的な内容の要約

物品の名称	lamp(ランプ)	図面
国際登録番号	DM/083978	
拒絶根拠：物品の区分	デ法 40 条 2 項	
拒絶理由内容の要約	適切な物品名(例 lamp for tables)に補正要求	
拒絶理由解消	物品名を「Lamp(ランプ)」から「decorative lamp(装飾用灯)」に補正	

- (b) 拒絶通報書見本と翻訳
(i) 英文版

Issuing number: 9-5-2014-082093508
Issuing date: 2014.11.28.

34, chemin des Colombettes P.O.Box
181211 Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

Geneva Act of the Hague Agreement
Concerning the International Registration of Industrial Designs

NOTIFICATION OF REFUSAL

To the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)
under Article 12 of the Geneva Act and under Rule 18(2) of the Common Regulations

1. Office making the notification

Korean Intellectual Property Office (KIPO)
189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 302-701, Republic of Korea

2. Number of the international registration

DM/083978

3. Date of publication (Int. Design bulletin)

2014.07.03

4. Holder of the international registration

(a) name: COMPAGNIE DES CRISTALLERIES DE SAINT-LOUIS
(b) address: F-57620 Saint-Louis Les Bitch France

5. The scope of the refusal

- ☒ All design(s) included in the international registration
☐ The design(s) no. of the international registration

6. Date on which a refusal was pronounced

2014.11.28.

7. Time limit for response

2015.01.28.

8. Guidance as to future procedure

- (1) Where the holder receives this notification, the protection of the international registration is to be refused for the design(s) that this refusal is directed against, unless the holder submits to KIPO, through a representative whose address is in the Republic of Korea, a written opinion (amendment) within two months from the date on which this provisional refusal was pronounced. The time limit is indicated under 7 above.
- (2) Regarding the time limit, the holder may request the extension of time to submit a written opinion (amendment) to KIPO. The extension will be granted twice for a period of one month, respectively. This request should be made within the given time limit through the above representative.

9. Details of provisional refusal

- (1) This design applied for design registration may not obtain a design registration, since the design may not be specifically grasped by the submitted drawings for the reason(s) listed below, and may not be an industrially applicable design under Article 33(1) of the Design Protection Act.
- ③ Overall form of a design is not definitely represented. The rear view should be added.
- ⑤ Drawings do not coincide. The power cable should be represented in all drawings.
- (2) This design applied for design registration may not obtain a design registration under Article 40(2)

of the Design Protection Act, since the application does not comply with the Design Protection Act Implementing Regulations, Article 38(1) and (2). *comma(.) 삽입

- The article to which a design is applied, is a comprehensive term. (Example of acceptable term of(->in) article : “Lamp for tables”). *comma(.) 불필요, a 삽입

- (3) This design applied for design registration may not obtain a design registration, if the name and address of the creator of the design *has(-> have)* not been submitted under Article 37(1) of the Design Protection Act.

10. Official Seal or Signature by the Office

2014.11.28.

KIPO Examiner JEON, Ho Beom 

※ If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
e-mail: kipohague@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8103, fax: (82) (42) 472 7470

(ii) 日本語翻訳文

発送番号:

発送日付:

産業意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ協定

拒絶の通知

ジュネーブ協定の第12条と共通規則第18条第2項に基づいて世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に

1. 通知官庁

大韓民国特許庁(KIPO)

大韓民国大田広域市西区庁舎路189 (郵便番号302-701)

2. 国際登録番号

DM/

3. 国際公開日 (国際デザイン公報)

4. 国際登録名義人

(a) 氏名(名称):

(b) 住所:

5. 拒絶の範囲

☒ 国際登録に含まれたすべてのデザイン

☐ 国際登録のデザイン番号

6. 拒絶の発行日

7. 応答期限

8. 今後手続きに関する案内

(1) 国際登録名義人が本通知書を受領した場合、国際登録名義人は本仮拒絶が発行された日から2か月以内に大韓民国に住所がある代理人を通じて意見書(補正書)を大韓民国特許庁に提出しなければ、拒絶理由の対象となるデザインに対して国際登録の保護が拒絶されます。応答期限は上記7.に表示されています。

(2) 応答期限に対して国際登録名義人は意見書(補正書)の提出期間延長申請書を大韓民国特許庁(KIPO)に提出することができます。期間延長は毎回1か月単位で、計2回許可されます。同期間延長申請は上記代理人を通じて所定の応答期限内にしなければなりません。

9. 仮拒絶の詳細

(1) 本デザイン登録出願デザインは、下記のような理由で提出された図面によって、デザインを具体的に把握することができず、デザイン保護法第33条第1項本文による工業上利用できるデザインに該当しないためデザイン登録を受けることができません。

㊸デザインの全体形状が具体的に表現されていません。背面図が追加されなければなりません。

㊹図面が一致しません。パワーケーブルが全体図面に表現されなければなりません。

(2) 本デザイン登録出願デザインは、デザイン保護法施行規則第38条第1項および第2項により出願されていないため、デザイン保護法第40条第2項によりデザイン登録を受けることができません。+

ー デザインの対象となる物品の名称が包括的な名称である（正当な物品名の例示：テーブル用ランプ）。

(3) 本デザイン登録出願デザインは、デザイン保護法第37条第1項によりデザインを創作した者の氏名と住所を提出しなければデザイン登録を受けることができません。

10. 官庁の職印又は署名

大韓民国特許庁

審査官 JEON, Ho Beom

※ 国際登録名義人が本通知書に対する応答において、質問があるかもしくはサポートが必要な場合は担当審査官にご連絡ください。

電子メール: kipohague@korea.kr, 電話: (82) (42) 481 8103, ファクス: (82) (42) 472 7470

2) 事例 2 (図面不備に関する事例)

(a) 事例 2 の具体的な内容の要約

物品の名称	Vehicle wheel rim (車輪のリム)	図面
国際登録番号	DM/085060	
拒絶根拠 : 工業上利用可能性	デ法 33 条 1 項	
拒絶理由内容の要約	複製物の裏側(背面図)が表現されていないため、複製物が意匠の外観を十分に開示していない	
拒絶理由解消	既に提出した斜視図と正面図を訂正して、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図を提出する	

(b) 拒絶通報書見本と翻訳

(i) 英文版

Issuing number: 9-5-2015-030471344
Issuing date: 2015.05.07.

34, chemin des Colombettes P.O.Box
181211 Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

Geneva Act of the Hague Agreement
Concerning the International Registration of Industrial Designs
NOTIFICATION OF REFUSAL
To the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)
under Article 12 of the Geneva Act and under Rule 18(2) of the Common Regulations

1. Office making the notification

Korean Intellectual Property Office (KIPO)

189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 302-701, Republic of Korea

2. Number of the international registration

DM/085060

3. Date of publication (Int. Design bulletin)

2014.12.19

4. Holder of the international registration

(a) name: AUDI AG

(b) address: 85045 Ingolstadt, Germany

5. The scope of the refusal

☒ All design(s) included in the international registration

☐ The design(s) no. of the international registration

6. Date on which a refusal was pronounced

2015.05.07.

7. Time limit for response

2015.07.07.

8. Guidance as to future procedure

(1) Where the holder receives this notification, the protection of the international registration is to be refused for the design(s) that this refusal is directed against, unless the holder submits to KIPO, through a representative whose address is in the Republic of Korea, a written opinion (amendment) within two months from the date on which this provisional refusal was pronounced. The time limit is indicated under 7 above.

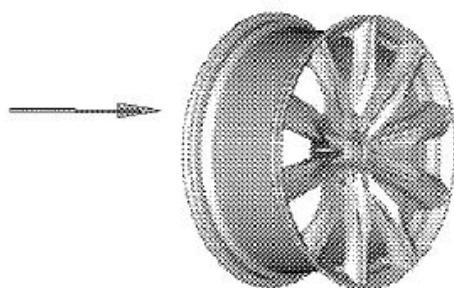
(2) Regarding the time limit, the holder may request the extension of time to submit a written opinion (amendment) to KIPO. The extension will be granted twice for a period of one month, respectively.

This request should be made within the given time limit through the above representative.

9. Ground(s) for refusal

This design applied for design registration may not obtain a design registration under Article 62(1) of the Design Protection Act, since it does not comply with Article 33(1) of the Design Protection Act, for the reason(s) listed below:

- The reproductions do not sufficiently disclose the appearance of the design as the back of wheel rims is not represented, as indicated below.



< Corresponding provisions of Korean design law >

© Article 33(1) (Requirements for Design Registration)

Industrially applicable designs can be registered unless they fall under any of the following subparagraphs:

1. Where there is a design publicly known or publicly worked in the Republic of Korea or in a foreign country prior to the application for design registration.
2. Where there is a design which has been carried in a publication distributed in the Republic of Korea or in a foreign country, or which has become utilizable by the public through telecommunication lines prior to the application for design registration.
3. Where there is a design similar to a design referred to in subparagraph 1 or 2 of this Article.

© Article 62(1) (Decisions to refuse an application for design registration)

An examiner shall decide to refuse design registration if an application that is subject to substantive examination falls under any of the following sub-paragraphs:

1. Where a person is not entitled to design registration under Article 3(1) of this Act
2. Where the design applied for design registration cannot be registered under Article 27, 33 to 35, 37(4), 39 to 42, 46(1) and (2) of this Act; or
3. Where an application for design registration violates a treaty

10. Official Seal or Signature by the Office

2015.05.07.

KIPO Examiner JEON, Ho Beom 

※ If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
e-mail: kipohague@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8103, fax: (82) (42) 472 7470

(ii) 日本語翻訳文

発送番号:

発送日付:

産業意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ協定

拒絶の通知

ジュネーブ協定の第12条と共通規則第18条第2項に基づいて世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に

1. 通知官庁

大韓民国特許庁(KIPO)

大韓民国大田広域市西区庁舎路189 (郵便番号35208)

2. 国際登録番号

DM/

3. 国際公開日(国際デザイン公報)

4. 国際登録名義人

(a) 氏名(名称):

(b) 住所:

5. 拒絶の範囲

☐ 国際登録に含まれたすべてのデザイン

☒ 国際登録のデザイン番号

6. 拒絶の発行日

7. 応答期限

8. 今後手続きについての案内

(1) 国際登録名義人が本通知書を受領した場合、国際登録名義人は本仮拒絶が発行された日から2か月以内に大韓民国に住所がある代理人を通じて意見書(補正書)を大韓民国特許庁に提出しなければ、拒絶理由の対象となるデザインに対して国際登録の保護が拒絶されます。応答期限は上記7.に表示されています。

(2) 応答期限に対して国際登録名義人は意見書(補正書)の提出期間延長申請書を大韓民国特許庁(KIPO)に提出することができます。期間延長は各々1か月ずつ、2回許可されます。同期間延長申請は上記代理人を通じて所定の期限内に応答しなければなりません。

9. 拒絶理由

本デザイン登録出願デザインは、デザイン保護法第33条第1項によらないため、デザイン保護法第62条第1項によりデザイン登録を受けることができません。

下記で表示したとおり、車輪のリムの裏面が表現されていないため、複製物がデザインの外形を十分に開示できませんでした。



＜大韓民国デザイン保護法の関連条文＞

◎ 第 33 条第 1 項(デザイン登録の要件)

工業上利用できるデザインとして次の各号のいずれかひとつに該当することを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知されたか、もしくは公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたか、もしくは電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第 1 号又は第 2 号に該当するデザインと類似したデザイン

◎ 第 62 条第 1 項(デザイン登録拒絶決定)

審査官はデザイン審査登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 3 条第 1 項本文によるデザイン登録を受けられる権利を有していない場合
2. 第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条第 4 項、第 39 条から第 42 条までおよび第 46 条第 1 項・第 2 項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

10. 官庁の職印又は署名

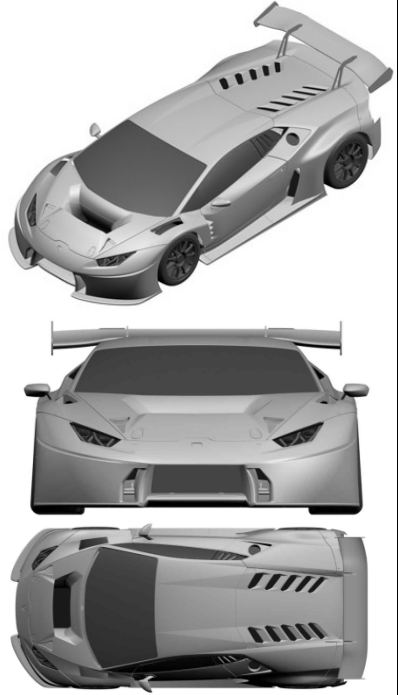
大韓民国特許庁 審査官 JEON, Ho Beom

※ 国際登録名義人が本通知書に対する応答において、質問があるかもしくはサポートが必要な場合は担当審査官にご連絡ください。

電子メール: kipohague@korea.kr, 電話: (82) (42) 481 8103, ファクス: (82) (42) 472 7470

3) 事例 3 (引用例に関する事例)

(a) 事例 3 の具体的な内容の要約

物品の名称	Vehicles(自動車)	図面
国際登録番号	DM/085775	1.4 
拒絶の根拠：新規性	デ法 33 条 1 項	
拒絶理由内容の要約	本デザインは出願前に公知されたか、公然実施されたデザインと類似するため新規性が欠如する	
最終結果	出願人が意見書を提出して登録決定された	

- (b) 拒絶通報書見本と翻訳
(i) 英文版

Issuing number: 9-5-2015-067018958
Issuing date: 2015.09.30.

34, chemin des Colombettes P.O.Box
181211 Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

Geneva Act of the Hague Agreement
Concerning the International Registration of Industrial Designs

NOTIFICATION OF REFUSAL

To the International Bureau of World Intellectual Property Organization (WIPO)
under Article 12 of the Geneva Act and under Rule 18(2) of the Common Regulations

1. Office making the notification

Korean Intellectual Property Office (KIPO)
189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 35208, Republic of Korea

2. Number of the international registration

DM/085775

3. Date of publication (Int. Design bulletin)

2015.03.20

4. Holder of the international registration

(a) name: AUTOMOBILI LAMBORGHINI S.P.A.
(b) address: Via Modena, 12,I-40019 Sant'Agata Bolognese (BO), Italy

5. The scope of the refusal

- ☐ All design(s) included in the international registration.
☒ The design(s) no. 1 of the international registration.

6. Date on which a refusal was pronounced

2015.09.30.

7. Time limit for response

2015.11.30.

8. Guidance as to future procedure

(1) Where the holder receives this notification, the protection of the international registration is to be refused for the design(s) that this refusal is directed against, unless the holder submits to KIPO, through a representative whose address is in the Republic of Korea, a written opinion (amendment) within two months from the date on which this provisional refusal was pronounced. The time limit is indicated under 7 above.

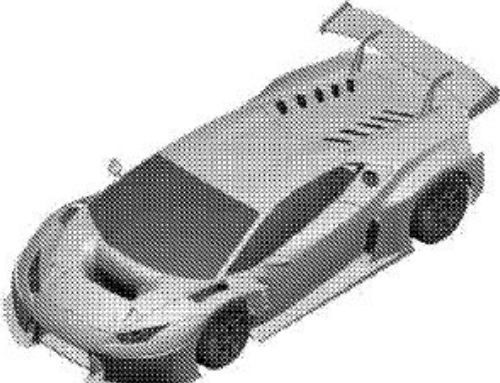
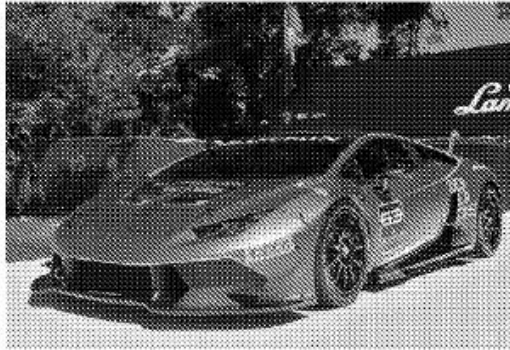
(2) Regarding the time limit, the holder may request the extension of time to submit a written opinion (amendment) to KIPO. The extension will be granted twice for a period of one month, respectively. This request should be made within the given time limit through the above representative.

9. Ground(s) for refusal

- ☒ The design no. 1

This design applied for design registration may not obtain a design registration under Article 62(1) of the Design Protection Act, since it does not comply with Article 33(1) of the Design Protection Act, for the reason(s) listed below:

- This design is similar to an earlier design (Lamborghini Huracan Super Trefeo) that was publicly known or publicly used on August 17, 2014 that is prior to the application date.

	Applied design	Prior design
representation		

< Information of an earlier design >

>web-site link

<http://www.autonews.name/lamborghini/monterey-2014-lamborghini-huracan-lp-620-2-super-trofeo-wvideo/>


[HOME](#)
[AUTOMAKERS](#)
[TUNING](#)
[AUTO SHOWS](#)
[GALLERY](#)
[CONTACT](#)

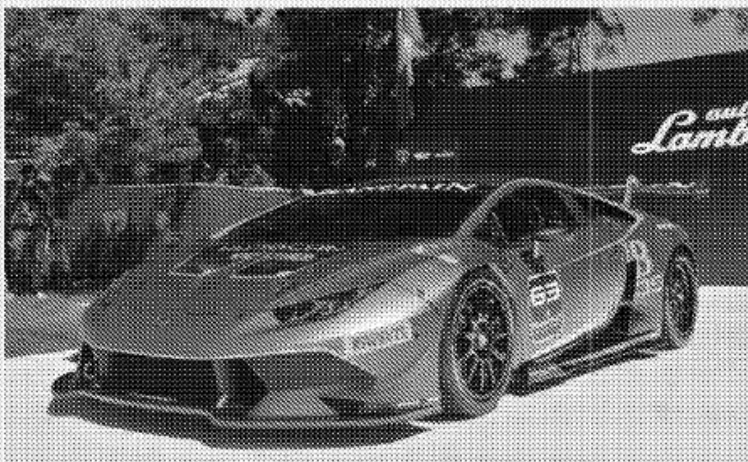
Monterey 2014: Lamborghini Huracan LP 620-2 Super Trofeo [w/video]

[Used Cars For Sale](#)
[2015 Car Deals](#)
[New Car Search](#)
[Lamborghini](#)

Monterey 2014: Lamborghini Huracan LP 620-2 Super Trofeo [w/video]

11 AUGUST 2014 | CATEGORIES: LAMBORGHINI | FROM NEWS |

[Google](#)
[Gallardo](#)
[Auto News](#)
[Lamborghini](#)
[News Video](#)



SEARCH

INFO



Google Cloud Platform

Get \$300 to trial out Object Storage

< Corresponding provisions of Korean design law >

◎ Article 33(1) (Requirements for Design Registration)

Industrially applicable designs can be registered unless they fall under any of the following subparagraphs:

1. Where there is a design publicly known or publicly worked in the Republic of Korea or in a foreign country prior to the application for design registration.
2. Where there is a design which has been carried in a publication distributed in the Republic of Korea or in a foreign country, or which has become utilizable by the public through telecommunication lines prior to the application for design registration.
3. Where there is a design similar to a design referred to in subparagraph 1 or 2 of this Article.

◎ Article 62(1) (Decisions to refuse an application for design registration)

An examiner shall decide to refuse design registration if an application that is subject to substantive examination falls under any of the following sub-paragraphs:

1. Where a person is not entitled to design registration under Article 3(1) of this Act
2. Where the design applied for design registration cannot be registered under Article 27, 33 to 35, 37(4), 39 to 42, 46(1) and (2) of this Act; or
3. Where an application for design registration violates a treaty

10. Official Seal or Signature by the Office

2015.09.30.

KIPO Examiner SOHN, Eun Mi 

※ If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
e-mail: kipohague@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8103, fax: (82) (42) 472 7470

(ii) 日本語翻訳文

発送番号:

発送日付:

産業意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ協定

拒絶の通知

ジュネーブ協定の第12条と共通規則第18条第2項に基づいて世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に

1. 通知官庁

大韓民国特許庁(KIPO)

大韓民国大田広域市西区庁舎路189 (郵便番号35208)

2. 国際登録番号

3. 国際公開日(国際デザイン公報)

4. 国際登録名義人

(a) 氏名(名称):

(b) 住所:

5. 拒絶の範囲

☐ 国際登録に含まれたすべてのデザイン

☒ 国際登録のデザイン番号1番

6. 拒絶の発行日

7. 応答期限

8. 今後手続きについての案内

(1) 国際登録名義人が本通知書を受領した場合、国際登録名義人は本仮拒絶が発行された日から2か月以内に大韓民国に住所がある代理人を通じて意見書(補正書)を大韓民国特許庁に提出しなければ、拒絶理由の対象となるデザインに対して国際登録の保護が拒絶されます。応答期限は上記7.に表示されています。

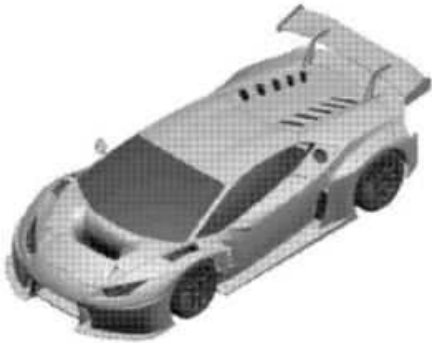
(2) 応答期限に対して国際登録名義人は意見書(補正書)の提出期間延長申請書を大韓民国特許庁(KIPO)に提出することができます。期間延長は各々1か月ずつ、2回許可されます。同期間延長申請は上記代理人を通じて所定の期限内に回答しなければなりません。

9. 拒絶理由

■ デザイン番号1番

本デザイン登録出願デザインは、デザイン保護法第33条第1項によらないため、デザイン保護法第62条第1項によりデザイン登録を受けることができません。

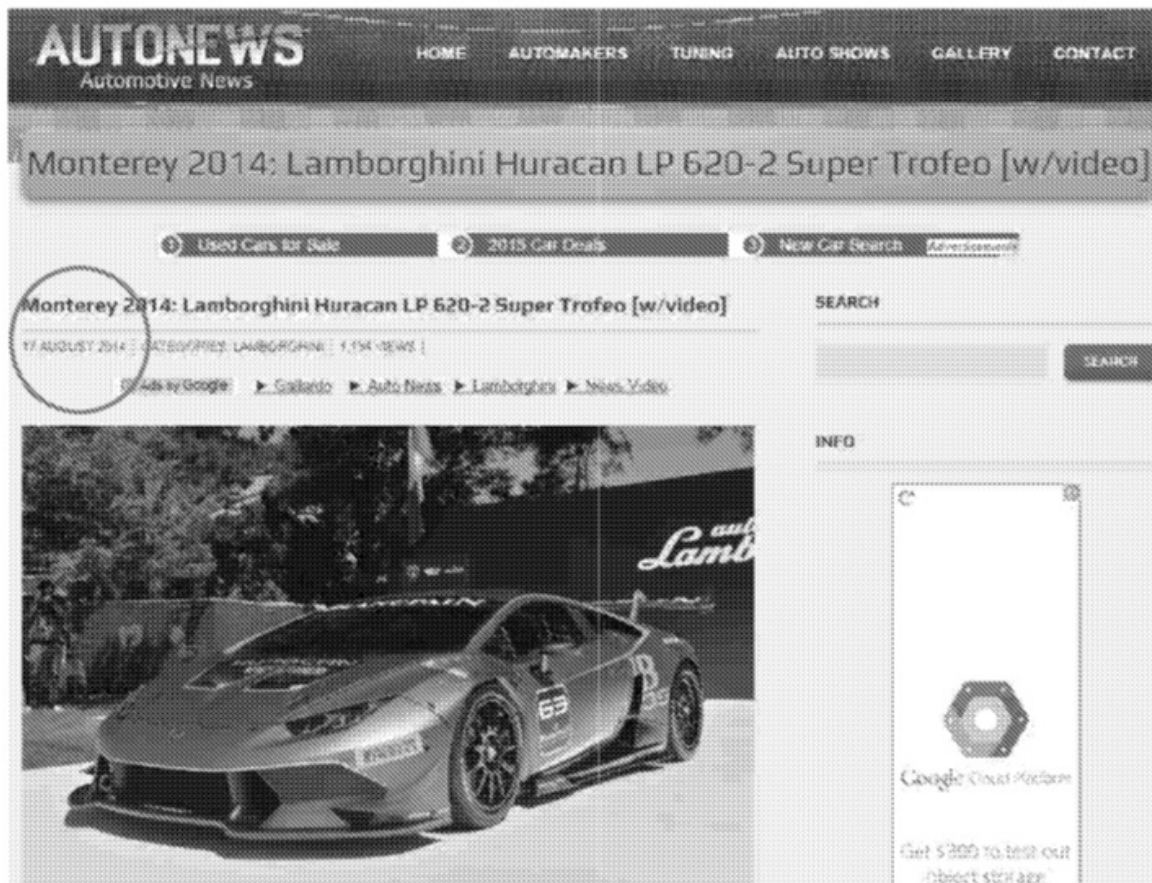
－ 本デザインは本デザイン登録出願日前である2014年8月17日に公知されたか、もしくは公然に実施された先行デザイン(Lamborghini Huracan Super Trofeo(ランボルギーニ・ウラカン・スーパー・トロフェオ))と類似します。

	本願デザイン	先行デザイン
代 表 図		

<先行デザインに関する情報>

>ウェブサイトリンク

<http://www.autonews.name/lamborghini/monterey-2014-lamborghini-huracan-lp-620-2-super-trofeo-wvideo/>



＜大韓民国デザイン保護法の関連条文＞

◎ 第 33条第 1項(デザイン登録の要件)

工業上利用できるデザインとして次の各号のいずれかひとつに該当することを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知されたか、もしくは公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたか、もしくは電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第 1号又は第 2号に該当するデザインと類似したデザイン

◎ 第 62条第 1項(デザイン登録拒絶決定)

審査官はデザイン審査登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 3条第 1項本文によるデザイン登録を受けられる権利を有していない場合
2. 第 27条、第 33条から第 35条まで、第 37条第 4項、第 39条から第 42条までおよび第 46条第 1項・第 2項によりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合

10. 官庁の職印又は署名

大韓民国特許庁 審査官 SOHN, Eun Mi

※ 国際登録名義人が本通知書に対する応答において、質問があるかもしくはサポートが必要な場合は担当審査官にご連絡ください。

電子メール: kipohague@korea.kr, 電話: (82) (42) 481 8103, ファクス: (82) (42) 472 7470

④ 出願人の応答書類（補正書又は意見書等）

一つの補正書で図面、出願書、その他の書類の書誌事項の補正を同時に行うことはできない。図面の補正と書誌事項の補正を同時に行おうとする場合は、各々別途の補正書を作成して提出しなければならない。

1) 図面を補正する場合

図面の補正は図面の全部又は一部を削除又は訂正（日本国の変更に応当）する補正、追加する補正がある。補正書は「補正すべき書類」欄に「デザイン図面」と記載する。複数デザイン出願のうち、一部デザインの図面について補正する場合には「補正すべき書類」欄に該当デザインの一連番号を追加記載する（例：【書類名】デザイン図面：デザインの一連番号 M001）。

「補正対象項目」「補正方法」「補正内容」で構成されている。「補正対象項目」欄には補正しようとする図面の番号を記載する。「補正方法」欄には削除、訂正、追加のうち一つのみを記載し、補正方法を複数で記載することはできない。「補正内容」欄には訂正、追加しようとする図面のイメージを入力する。ただし、削除補正の場合には「補正内容」欄を削除する。全体図面を訂正する場合、日本国と異なり補正書に「全図」と記載することはできず、図面の番号別に訂正しなければならない。

2) 物品名称を補正する場合

物品名称の補正は「図面など補正」に区分されて、図面の補正と同時に行うことができる。「補正対象項目」欄には「デザインの対象となる物品」と記載する。「補正方法」欄には「訂正」と記載し、「補正内容」欄には訂正した物品名を記載する。

3) 創作者などを追加する場合

「補正すべき書類」欄に「デザイン登録出願書」と記載する。「補正対象項目」欄に「創作者」と記載する。「補正方法」欄には該当内容により訂正、追加と記載する。複数の創作者のうち1人を削除する場合には補正方法を「訂正」と記載する。「補正内容」欄に追加される創作者の氏名と住所をハングル及び英文（国際登録簿に記載されたものと同一表記）と各々記載する。

4) 「優先権主張証明書類提出要請書」を受領した場合

優先権主張の趣旨を証明できる書類を国際登録公表日から3か月以内に韓国内代理人を通じて提出しなければならない。特許庁長はデザイン審査のために必要な場合、2か月の期間を定めて優先権証明書類に関する韓国語翻訳文の提出を要求することができる。

5) 意見書

デザイン登録拒絶決定を下す場合にはデザイン登録出願人に予め拒絶理由を通知して期間を定めて、意見書を提出することができる機会を与えなければならない(デ法 63 条)。これにより、出願人は審査官の拒絶理由通知書に摘示された拒絶理由に承服できない場合は指定された期間内に意見書を提出することができる。

審査規定 20 条により拒絶通知された国際デザイン登録出願のデザインについて、出願人は国内の代理人を通じて指定期間内に意見書や補正書などを提出しなければならない。もし提出されない場合、特許庁は出願人にデザインごとに拒絶決定書(Decision of refusal、以下同じ)を通知する。一部審査出願の場合(第 2 類、第 5 類、第 19 類)は 6 か月以内に、審査出願の場合(第 2 類、第 5 類、第 19 類を除いた他の類)は 12 か月以内に拒絶理由を通知し、一旦拒絶理由を送達したらその理由による拒絶決定期限には制限がない。

審査規程

第 20 条(仮拒絶通知) ①審査官は国際デザイン登録出願に対して仮拒絶通知をしようとする場合には、発見された拒絶理由をすべて記載して一つの通知書で通知しなければならない。ただし、国際デザイン登録出願の内容が不明確で実体審査を進行することが難しい場合は、実体審査が可能な範囲内でのみ審査して発見された拒絶理由に対してのみ仮拒絶通知をすることができる。

②審査官は国際デザイン登録出願が複数デザイン登録出願であっていくつかのデザインに拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号と拒絶理由などをすべて記述して一つの通知書で仮拒絶通知をしなければならない。

③審査官は1次仮拒絶通知をした後、追加的に仮拒絶通知をしようとする場合には、追加で発見された拒絶理由と先行仮拒絶通知書の拒絶理由に関する解消可否を併せて記載して通知しなければならない。

⑤ 拒絶通報の応答期間

韓国の特許庁は拒絶理由通知を「国際事務局を通じて国際デザイン登録出願人に」する[デ法 194 条]。拒絶通報を受けた場合、拒絶通知日から 2 か月以内に応答しなければならない、提出期間内に 1 か月ずつ 2 回に限って延長することが可能である[審査規程第 22 条]。

審査規程

第 22 条（審査関連指定期間）①「デザイン保護法」第 63 条第 1 項による国際デザイン登録出願に関する意見書などの提出期間と関連して審査官が指定する期間は 2 か月以内とする。

②審査官が申請により又は職権で第1項による指定期間を延長しようとする場合、延長期間は毎回1か月にし、必要な場合は2回に限って延長することを原則とする。

出願人は韓国内の代理人を通じて意見書を提出する方法以外にも国際事務局に放棄(Renunciation)申請によって国際登録されたデザインを削除する補正を行うことができる。但し、韓国の場合、デザインごとに登録可否を決定することができるため、拒絶理由を解消するために WIPO に放棄を申請することは意味がないと思われる。

⑥ 現地代理人の必要性の有無

韓国内に住所又は営業所がない者が韓国の特許庁の拒絶通知などに対する対応をするためには、必ず韓国内の代理人選任が必要である。つまり、拒絶通知された国際デザイン登録出願に関する意見書又は補正書などの提出は、現地代理人なしでは不可能である。

デ法

第 6 条（在外者のデザイン管理人）

① 国内に住所又は営業所がない者（以下、「在外者」とする）は、在外者（法人の場合はその代表者）が国内に滞留する場合を除いて、その在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者（以下、「デザイン管理人」とする）によらなければ、デザインに関する手続きを踏むか、又は本法もしくは本法に基づく命令に応じて行政庁が行った処分に対して訴を提起することができない。

② デザイン管理人は、委任された権限の範囲でデザインに関する手続き及び本法もしくは本法に基づく命令に応じて行政庁が行った処分に関する訴訟で本人を代理する。

デ法施規

第7条（代理人の選任など） ① デザインに関する手続きを行う者が代理人によりその手続きをしようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第1号書式の委任状を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

審査規程

第 20 条（仮拒絶通知）

④第 1 項から第 3 項による仮拒絶通知書には、共通規則第 18 条第 2 項による次の各号の内容をすべて記載しなければならない。

1.～6. 省略

7. 意見書または補正書提出時、代理人選任が必要であるという事実

8.～9. 省略

⑦ 拒絶確定までの概略

上記（5）審査, 1.審査の概略部分参考

国際登録出願の名義人（韓国に営業所がない在外者）が国際事務局を通じて韓国特許庁発行の拒絶通知等を受けた場合、国際登録出願の名義人は韓国特許庁に直接提出された国内出願と同一の救済方法（再審査又は不服請求等含む）を享受する。しかしながら、デ法 6 条により拒絶通知以降の手順に関して国際登録出願の名義人は現地代理人を通じて韓国特許庁に対応しなければならない。

（7）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

拒絶理由が発見されない場合、又は意見書や手続補正書等の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合には、「登録決定」を行う [デ法 65 条]。一方、複数デザイン登録出願したデザインのうち、一部デザインに対して拒絶理由が発見されない場合は、その一部デザインに対してデザイン登録決定をしなければならない [デ法 65 条]。

登録決定の後、特許庁はデザイン原簿へデザイン権の設定登録を行い[デ法 90 条 1 項]、登録証を交付する [デ法 89 条]。登録決定及び登録証は、特許庁から出願人又は国内代理人に直接送付される。

設定登録後、特許庁はデザイン公報の発行 [デ法 90 条 3 項] と、「保護の付与の声明」又は「拒絶の取下げの通報」による国際事務局への通報を行う。この通報は、国際事務局を介して出願人又は国際登録簿に記録された国際手続の代理人へ送付される [共通規則 18 の 2、18 (4)]。

（８）登録

韓国を指定国として指定した国際デザイン登録出願においても、韓国内出願と同様に、韓国においてデザイン権の設定登録があった場合、デザイン登録簿に記載され、登録証が発行される。

① 登録簿－国際登録に基づく国内登録原簿の運営

1) デザイン権の移転、放棄、変更等は国際事務局に申請し、国際登録簿に記録されたとおり効力が認められる。

2) 国際登録簿に記録されていない実施権、質権等と関連する事項を記載し、国際登録基礎デザイン権の設定、移転、変更、消滅、更新等を公示するため国際登録簿とは別途に国内登録原簿を運営〔デ法 88 条 3 項、特許権等の登録令 2 条 3 項 6 号〕。

－国際登録簿に記録されない実施権、質権等に対しては国内登録原簿に記載されたものに従う。

3) デザイン権の登録効力の特例〔デ法 201 条〕

国際登録の名義変更は締約国の宣言により宣言で明示した一定の書類が到達するまでその締約国に効力が発生しないようにすることができる〔ジュネーブ改正協定 16 条 (2) 但し書き、共通規則 21 (3)〕。韓国は宣言を通じて共有デザイン権の持分を他の共有者の同意なしに移転したり、その持分を目的とする質権を設定する場合〔デ法 96 条 1 項但し書き〕及び基本デザインのデザイン権と関連デザインのデザイン権を同じ者に共に移転しない場合〔デ法 96 条 2 項〕には国際事務局に通知して国際登録デザイン権の移転が国際登録簿に記録されても韓国特許庁がその事実を証明できる書類が到達するまで効力が発生しないようにしている〔デ法 201 条 1 項〕。

4) デザイン権放棄の特例〔デ法 202 条〕

通常の国内デザイン権を放棄するためには専用実施権者・質権者及びデザイン権者の許可による通常実施権者、デザイン権者の許可による専用実施権の通常実施権者若しくは職務発明による使用者等、通常実施権者の同意を受けなければならない〔デ法 106 条 1 項〕。但し、国際登録デザイン権の放棄による消滅は国際登録簿に記録することで効力が発生するため、デ法 106 条 1 項は適用されないという特例を規定したものである。

5) 国際登録簿更正の効力〔デ法 203 条〕

国際事務局は職権又は権利者の申請により、国際登録簿上の国際登録に関して誤りがあると判断する場合、これにより国際登録簿を更正し、権利者に通知する〔共通規則 22 条 (1)〕。このような国際登録簿の更正がある場合には当該する国際デザイン登録出願の国際登録日から遡及して更正されたとおり国際登録されたものとみなし、当該する国際デザイン登録出願は更正されたとおり効力を有する〔デ法 203 条 1 項、2 項〕。

但し、指定の締約国の官庁は国際事務局にその更正の効力を認めないという宣言を通知する権利を有するが〔共通規則 22 条 (2)〕、韓国は i) 国際デザイン登録出願人が変わった更正、ii) デ法 48 条による要旨変更該当する更正、iii) 国際登録日又は優先日

に関する更正が、国際デザイン登録出願に対する登録可否決定があった後に通知された場合には、更正された内容で国際デザイン登録出願を再び審査して登録可否を決定しなければならない [デ法 203 条 3 項、デ法施規 94 条]。

② デザイン権の設定登録

デ法 198 条(デザイン権設定登録の特例)

- ①国際デザイン登録出願に対しては、第 90 条第 2 項を適用しない。
- ②特許庁長は、国際デザイン登録出願に対して第65条によるデザイン登録決定がある場合には、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。

デ法第 65 条(デザイン登録決定)

審査官は、デザイン登録出願に対して拒絶理由を発見することができない時にはデザイン登録決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインの中で、一部デザインに対して拒絶理由を発見することができない時にはその一部デザインに対してデザイン登録決定をしなければならない。

3.登録証の発行

デ法89条（デザイン登録証の発行）①特許庁長は、デザイン権の設定登録をした時には、産業通商資源部令で定めるところによりデザイン権者にデザイン登録証を発行しなければならない。

（9）異議申立の期間、方法

デザイン一部審査登録の異議申立は設定登録後に発生する手続きであるため、異議申立審査関連の処理手続きは韓国内の国内手続きと同一である。但し、取消決定が確定される場合、無効通知書（Notification of invalidation）を WIPO 国際事務局に通知しなければならない。

誰でも一部審査登録出願によるデザイン権の設定登録がある日から一部審査登録公告日後 3 か月になる日まで、当該異議申立の事由に該当することを理由として特許庁長に異議申立をすることができる [デ法 68 条 1 項]。異議申立をしようとする者の異議申請人の氏名及び住所、代理人の氏名及び住所、異議申立の対象となる登録デザインを示す異議申立書等を提出しなければならない [デ法 68 条 2 項]。

無効審判と同じく、異議申立により一部審査登録デザイン権に瑕疵が発見されると、その一部審査登録デザイン権は登録決定が取消され、取消決定が確定されるとそのデザイン権は最初からなかったものにみなされる。但し、異議申立は一部審査登録デザインのみを対象に限定されることを留意しなければならない。異議申立に関する全ての通知方式は国内手続きと同様に申請人又は国内代理人に直接通知する。

<異議申立関連の処理期間>

区分	根拠	内容
異議申立の期間	デ法68条	設定登録日から登録公告日後3か月になる日まで
異議申立理由等の補正期間	デ法 69 条、17 条 デ法施規29条	(原則) 異議申立日から 30 日以内 (延長) 30 日以内 但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、30日以内の追加延長
異議申立審査関連の指定期間	審査規定32条	(原則) 1 か月 (1 回) 以内 (延長) 1か月以内の追加延長
異議決定	審査規定38条	(原則) デザイン権者の答弁書提出期間経過後 (例外) 必要な場合、弁駁書又は再答弁書提出期間経過後

(10) 上訴

① 特許審判院

特許庁の決定に対する救済手段で、まず、特許審判院にそれに関する判断を要求する審判がある。審判の最終的判断である審決に対して不服しようとする者は、特許法院に審決取消の訴を提起することができ、さらに特許法院の判決にも不服しようとする者は、大法院に上訴することができる。

1) 補正却下決定に対する不服審判 [デ法 119 条]、拒絶決定に対する不服審判 [デ法 120 条]、 取消決定に対する不服審判 [デ法 120 条]

決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。この期間は 1 回延長可能。

2) 無効審判 [デ法 121 条]

登録デザインに関する紛争の発生時、利害関係人（又は審査官）はデザイン登録が無効事由に該当する場合には無効審判を請求することができる。デザイン権の存続期間中はもちろん、デザイン権が消滅した後にも請求することができる。[デ法 121 条 2 項]

3) 権利範囲確認審判 [デ法 122 条]

デザイン権者、専用実施権者、又は利害関係人は登録デザインの保護範囲を確認するためにデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。請求期間に関しては明文の規定がないが、判例はデザイン権が消滅した後には請求の利益がないと判示してい

る。[大法院 2000.7.6 宣告 99 フ 161 判決]

4) 通常実施権許与審判 [デ法 123 条]

後出願のデザイン権者は後出願した登録デザイン又はこれと類似したデザインが先出願の登録デザインを利用するか、又はそのデザイン権に抵触し、その実施の許諾を得ようとする場合、その他人が正当な理由がなく許諾しないか、又はその他人の許諾を得ることができないときには、自己の登録デザイン又は登録デザインに類似したデザインの実施に必要な範囲内で権利存続中、通常実施権許与の審判を請求して実施権を発生させることができる。

② 特許法院

特許審判院の審決に対する審決取消訴訟は特許法院の専属管轄とし[デ法 166 条 1 項]、各決定に対する審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない [デ法 166 条 3 項]。上告状は特許法院に提出する [民事訴訟法 397 条]。

特許法院での訴訟は特許審判院が審判の上級審ではないため、審判当時に提出した証拠を再度提出しなければならない。

③ 大法院

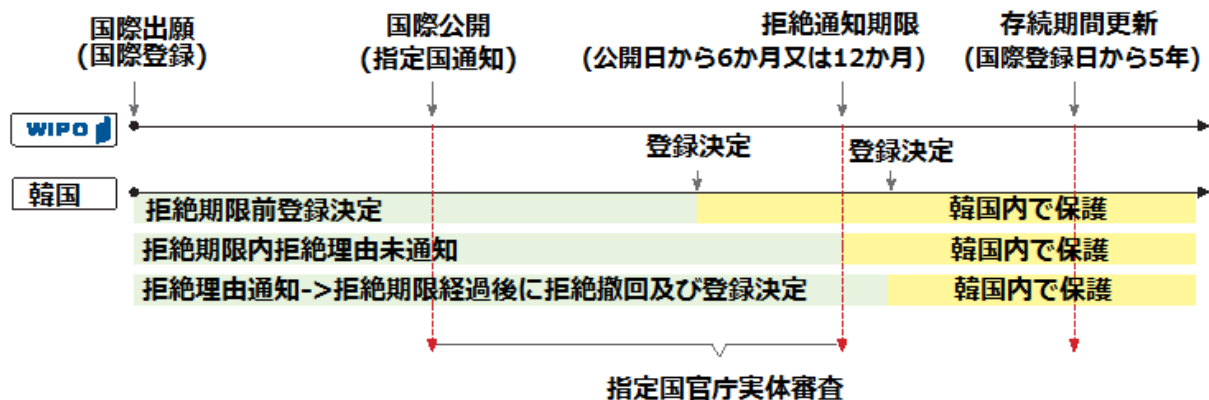
特許法院の判決に対しては大法院に上告することができる [デ法 166 条 8 項]。上告の手続きに関しては一般民事訴訟の上告手続きが準用される。上告期間は判決書が送達された日から 2 週間以内である [民事訴訟法 396 条 1 項]。上告状に上告理由を書かなかった際は訴訟記録受付の通知を受けた日から 20 日以内に上告理由書を提出しなければならない [民事訴訟法 427 条]。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、存続期間及び条件

※この間、各指定国は国内法の実体的要件に基づき拒絶することができる。

※保護の効力発生の時期



韓国は宣言によって一部審査登録出願（国際分類 2 類、5 類又は 19 類に該当する出願）は指定通知日（国際公表日）から 6 か月以内に、審査登録出願（国際分類 2 類、5 類又は 19 類に該当しない出願）は 12 か月以内に拒絶理由を通知するようにしている。

この場合、国際事務局の指定通知日から 6 か月又は 12 か月以内に拒絶理由を通知するという意味は、文言通り拒絶理由通知のみ該当し、最終決定はそれ以降にも可能だということである。即ち、拒絶通知期間以内に拒絶理由が通知された出願に対しては、その期間経過後にも拒絶決定や登録決定が可能である（このような拒絶決定や登録決定に対する期間制限はない）。

韓国で設定登録（設定登録料を含む国際出願手数料は出願時に既に納付しているため、登録決定された日が直ちに設定登録された日となる）された国際登録デザイン権は設定登録された日から国際登録後、5 年になる日まで存続し、その存続期間はジュネーブ改正協定 17 条 2 項により、5 年ごとに更新することができる〔デ法第 199 条〕。

デ法第 91 条によるデザイン権の存続期間は設定登録日から出願日以降 20 年になる日までであるため、国際登録デザイン権を更新する場合、5 年の期間単位で最長 3 回に渡って更新することができる。

② デザイン権侵害に対する処置- 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

1) 侵害禁止及び予防請求権

デザイン権者は自身の権利を侵害した者又は侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる〔デ法 113 条 1 項〕。この場合、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為

を請求することができる。

2) 損害賠償請求権

デザイン権者は、故意もしくは過失によって自己のデザイン権を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる〔民法 750 条〕。ゆえに、デ法は損害額の立証が困難なことを考慮して損害額の推定規定〔デ法 115 条〕を設けており、過失の立証を容易にするために過失の推定規定〔デ法 116 条〕を設けて立証責任を転換している。

他に、警告状發送、権利範囲確認審判の請求〔デ法 122 条〕、信用回復請求権〔デ法 117 条〕、不当利得返還請求権〔民法 741 条〕の行使が可能で、刑事救済手段でデザイン権者は故意でデザイン権を侵害した者に対して侵害罪で刑事告訴することができる〔デ法 220 条〕。一方、侵害行為を組成した物品又はその侵害行為から生じた物品は、これを没収し、または被害者の請求によってその物品を被害者に引き渡すことを宣告しなければならない。被害者は、物品を受け取った場合には、その物品の価額を超過する損害の額に対してのみ賠償を請求することができる〔デ法 228 条〕。

※管轄

韓国では従来、特許訴訟が無効可否と侵害可否を管轄する法院が二元化されていたが、2016 年 1 月 1 日からは特許権と実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権の侵害に対する損害賠償請求や侵害禁止請求訴訟の 1 審管轄をソウル中央地方法院、大田地方法院、大邱地方法院、光州地方法院、釜山地方法院の 5 法院に限定し、控訴審は特許法院が専任して処理することに改正される予定だ。但し、ソウル中央地方法院に対しては選択的重複管轄を認める。例えば、釜山に居住する原告の特許権を光州に居住する被告が侵害した場合、原告は釜山や光州地方法院のみならず、自身の選択によってソウル中央地方法院に訴訟を提起することができるということである。

(12) 特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報（参照アドレス及び検索手順）

韓国の特許庁ホームページは、ハングル版と英文版がそれぞれあるが、ハングルのホームページの方から現行法令、特許庁の刊行物、出願及び審査現況に関する統計など多くの資料が無料でダウンロードできる。英文のホームページにはこれらの資料は掲載されていない。

① 韓国特許庁のホームページのアドレス

<http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.main.MainApp>

② 韓国特許庁のハーグ国際出願に対する概要のアドレス

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.hague.BoardApp&c=1002&catmenu=m12_01_02

책자/통계

법령 및 조약

산업재산권 법령체계도
최근개정법령
입법예고
훈령/예규/고시
최근 개정 훈령/예규/고시
국제조약 및 기타
고문변호사 소개
국가법령정보센터

간행물

특허청 전자도서관

민원서식

통계

지식재산 동향

현재 위치 HOME > 책자/통계 > 법령 및 조약 > 훈령/예규/고시

법령 및 조약

훈령/예규/고시

| 고객이 궁금해하시는 다양한 정책 정보서비스를 만나보실 수 있습니다.

ハングルで「デザイン」と入力すると、デザイン法に関連する行政規則を閲覧することができ

종류 전체 소관부처 특허청 행정규칙명 디자인 검색

> 총 9건(1/1)

번호	행정규칙명	종류	소관부처	발령번호	발령일자
1	상표 디자인 전문기관 지정 및 운영...	고시	특허청	제 2015-26호	2015.11.1.
2	디자인 물품류별 물품목록 고시	고시	특허청	제 2015-25호	2015.10.1.
3	디자인심사기준	예규	특허청	제 84호	2015.9.30.
4	디자인 우선심사의 신청에 관한 고시	고시	특허청	제 2015-2호	2015.1.26.
5	특허·실용신안·상표 디자인 일괄심사...	고시	특허청	제 2014-35호	2014.12.31.
6	상표디자인심사사무취급규정	훈령	특허청	제 775호	2014.6.30.
7	헤이그 국제출원 및 국제디자인등록출...	훈령	특허청	제 770호	2014.6.25.
8	국제디자인등록출원 심사사무취급규정	훈령	특허청	제 766호	2014.6.9.
9	디자인 공지 및 심사자료 활용을 위...	고시	특허청	제 2013-14호	2013.6.25.

④ 特許庁の刊行物のアドレス

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.journal.BoardApp&board_id=journal&catmenu=m04_02_01

책자/통계

법령 및 조약

간행물

정책용역, 연구보고서
지식재산 심사 기준/매뉴얼
지식재산 책서
주요 발행물
기타정보
지식재산연구원
Display Patent Webzine

특허청 전자도서관

민원서식

통계

지식재산 동향

M.O.U.

현재 위치 HOME > 책자/통계 > 간행물 > 정책용역, 연구보고서

간행물

정책용역, 연구보고서

| 고객이 궁금해하시는 다양한 정책 정보서비스를 만나보실 수 있습니다.

○ 정책용역 및 연구보고서 자료를 제공하는 게시판입니다.

- 날짜를 입력하여 자료를 검색하거나, 첨부된 자료를 다운로드 할 수 있습니다.
- 기간으로 조회할 경우 2010년 1월 1일은 20100101으로 입력하시기 바랍니다.

총 : 405(건), 1/41(Page)

년월일 :

-선택-

검색

취소

번호	제목	첨부	담당부서	작성일	조회
405	특허청 국제화 역량 강화를 위한 교육과정 설계 연구		산업재 산정책국	2015-10-28	109
404	융합적 지식재산 인재양성 방안: 한일간의 비교를 중심으로		산업재 산정책국	2015-10-28	97
403	타부처(지자체) 소관 규제발굴 및 개선연구		산업재 산정책국	2015-10-28	90
402	적정 심판비용액 산정을 위한 연구		산업재 산정책국	2015-10-28	98
401	아이디어 공모전 DB의 효율적 구축방안 연구		산업재 산정책국	2015-10-28	94
400	산업재산권 분쟁조정 표준모델 및 매뉴얼 개발		산업재 산정책국	2015-10-28	101
399	지역 지식재산 역량진단을 위한 분석모델 개발		산업재 산정책국	2015-10-28	91

⑤ kipris 公報閲覧方法

- ・ J-P l a t P a t で分類対象を確認する ☐ をクリック！



(3)補足情報

1. [ロカルノ\(8版\)－\(現行\)日本意匠分類 対照表\(ZIP:24.049KB\)](#)
2. [ロカルノ\(6版\)－\(旧\)日本意匠分類 対照表\(ZIP:465KB\)](#)
3. [\(現行\)日本意匠分類・Dターム → 韓国意匠分類 対照表\(ZIP:3.344KB\)](#)
4. [韓国意匠分類 → \(現行\)日本意匠分類・Dターム 対照表\(ZIP:9.478KB\)](#)
5. [\(現行\)日本意匠分類・Dターム → 米国意匠分類 対照表\(ZIP:9.422KB\)](#)
6. [米国意匠分類 → \(現行\)日本意匠分類・Dターム 対照表\(ZIP:8.603KB\)](#)
7. [旧Dタームリスト\(ZIP:437KB\)](#)

[更新日 2015年4月30日]





↓ 調査対象の分類を開いて確認する。

韓国-改正日本コンコードダンス (Aグループ)	Adobe Acrobat Document	30 KB	54 KB	無	45%	2005/06/02 10:27
韓国-改正日本コンコードダンス (Bグループ)	Adobe Acrobat Document	469 KB	927 KB	無	50%	2005/06/02 10:52
韓国-改正日本コンコードダンス (Cグループ)	Adobe Acrobat Document	1,120 KB	4,471 KB	無	75%	2005/06/13 13:55
韓国-改正日本コンコードダンス (Dグループ)	Adobe Acrobat Document	2,504 KB	13,250 KB	無	82%	2005/06/13 14:05
韓国-改正日本コンコードダンス (Eグループ)	Adobe Acrobat Document	315 KB	572 KB	無	45%	2005/06/02 13:22
韓国-改正日本コンコードダンス (Fグループ)	Adobe Acrobat Document	899 KB	4,316 KB	無	80%	2005/06/13 14:08
韓国-改正日本コンコードダンス (Gグループ)	Adobe Acrobat Document	240 KB	421 KB	無	43%	2005/06/02 13:45
韓国-改正日本コンコードダンス (Hグループ)	Adobe Acrobat Document	1,463 KB	5,967 KB	無	76%	2005/06/13 14:10
韓国-改正日本コンコードダンス (Jグループ)	Adobe Acrobat Document	336 KB	615 KB	無	46%	2005/06/02 16:08
韓国-改正日本コンコードダンス (Kグループ)	Adobe Acrobat Document	545 KB	955 KB	無	43%	2005/06/02 17:21
韓国-改正日本コンコードダンス (Lグループ)	Adobe Acrobat Document	1,145 KB	5,113 KB	無	78%	2005/06/13 14:11
韓国-改正日本コンコードダンス (Mグループ)	Adobe Acrobat Document	406 KB	714 KB	無	44%	2005/06/02 16:28
韓国-改正日本コンコードダンス (Nグループ)	Adobe Acrobat Document	9 KB	15 KB	無	44%	2005/06/02 15:38

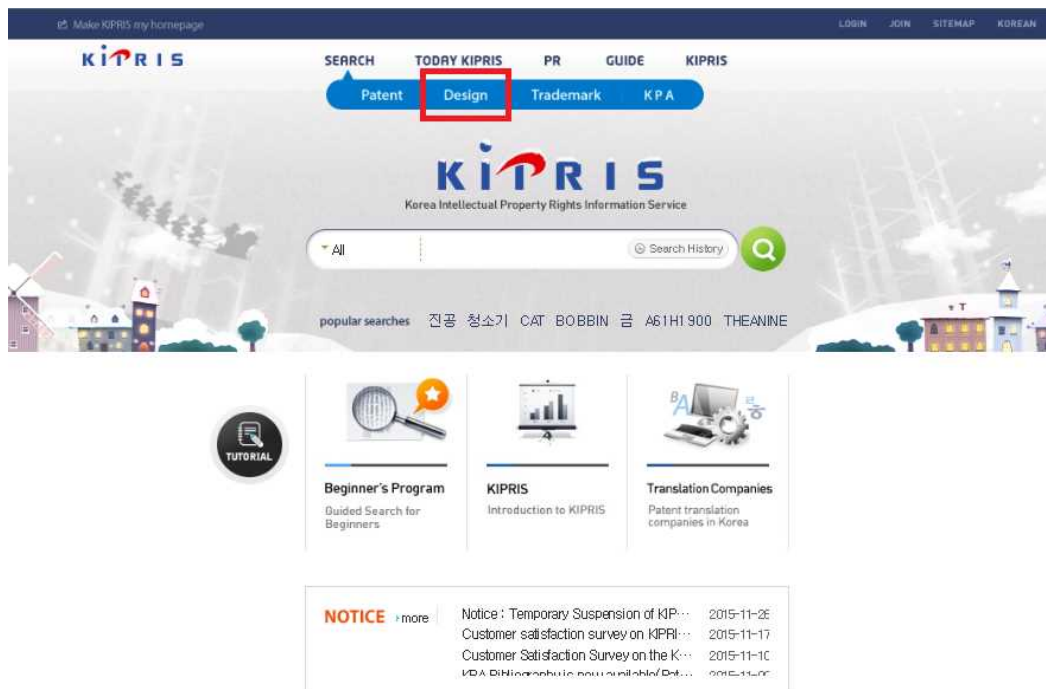
↓ EX: “ B70+B71 ”

※ 物品によって対象範囲が異なる場合があるので注意

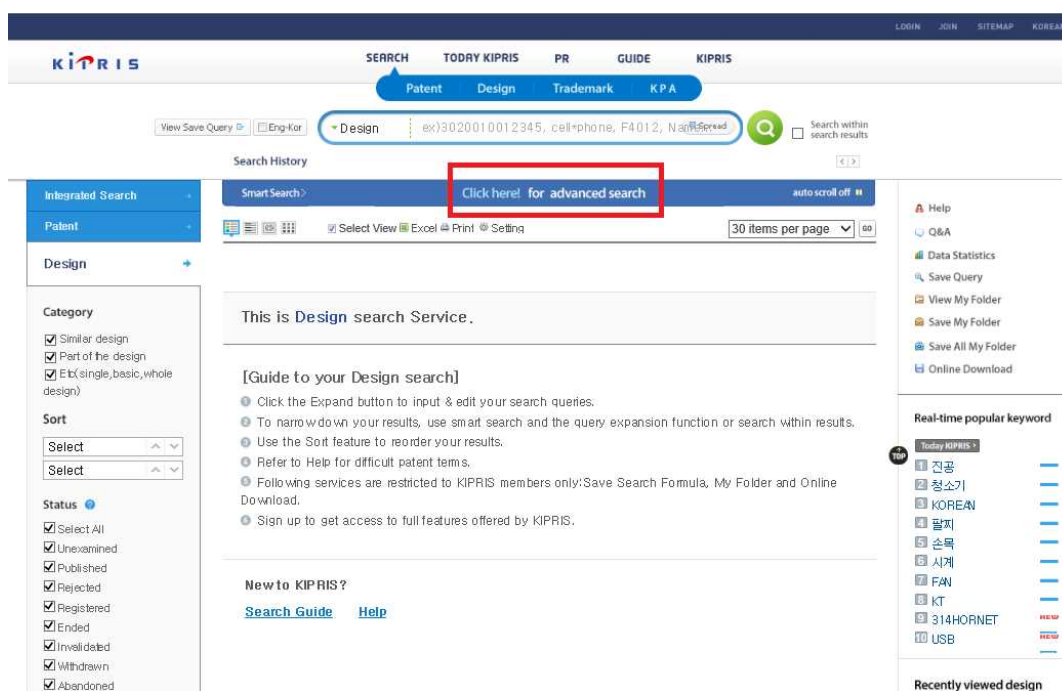
韓国意匠分類			日本意匠分類・D ターム		
分類記号	分類の名称	この分類に含まれる物品	分類記号	分類の名称	この分類に含まれる物品
B7-021	口紅立て	口紅立て、口紅箱、リップスティック容器、液体用ボールリップクリーン容器	B7-021	口紅立て	口紅立て、口紅入れ
B7-10	化粧用具	化粧用塗布具、化粧用マスク、化粧用顔面カバー、化粧用杓子、鉛筆ファンデーション削り、化粧用ペン、化粧鉛筆削り、眉毛化粧補助台、顔面湿布用パック(Pack)	B7-10	化粧用具	化粧用塗布具、化粧用マスク、化粧用顔面カバー、化粧用へら
B7-11	パフ(*puff 粉貼)	粉貼、乳児用粉貼	B7-11	パフ	パフ
B7-120	化粧用ブラシ	化粧用ブラシ、かみそり用ブラシ、化粧用具用カートリッジ(CARTRIDGE)、皮膚マッサージ用ブラシ	B7-120	化粧用ブラシ	化粧用ブラシ、ひげそり用ブラシ
B7-121	化粧用鉛筆	化粧用鉛筆	B7-121	化粧用鉛筆	化粧用鉛筆
B7-13	まつげ化粧用具	まつげカール器、マスカラ容器	B7-13	まつげ化粧用具	まつげカール器
B7-140	マニキュア用具	マニキュア用ナイフ、マニキュア用皮押具、マニキュア用やすり、手足の爪乾燥機、マニキュア瓶、爪ベに着色器	B7-140	マニキュア用具	マニキュア用ナイフ、マニキュア用皮押し、マニキュア用やすり
B7-1410	爪きり	爪きり、爪表皮除去用クリッパー	B7-1410	つめ切り	つめ切り
B7-1419	爪きり部品及び付属品	爪きり用カバー、電気つめ練磨器、電動魚の目練磨器	B7-1419	つめ切り部品及び付属品	つめ切り用カバー、つめ切り用つめ磨防止カバー
B7-142	電気つめ練磨器	電気つめ練磨器、電動魚の目練磨器	B7-142	電気つめ磨き器	電気つめ磨き器

1) kipris で公報閲覧 <http://www.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>

☐ “Design” をクリック



2) ☐ “Click here! for advanced search” をクリック



3) ↓が開くので必要事項を入力、検索

☐ “Design Class. (DC)” =分類 EX: “ B70+B71 ”

☐ “Priority Date. (PRD)” =過去 15 年分 ※ 2014. 07~韓国の権利は 20 年

☐ “search” をクリック

4) ↓資料をみつけたら、☐ “PUB” をクリック

韓国公報にて全体図など確認

※ 各資料左上の☐ (チェック) を入れると☒した資料を一覧で確認できる

↓韓国公報が開く

Page View Setting

☐ Details
☒ Full Text(Final vers.)

화장용품케이스

Details Publi. Full Text Registr. Details Administrative Actions

1 / 6 61% ツール 入力と署名 注釈

Application No.

- 30-2007-0011926
- **30-2008-0020973**
- 30-2008-0020468
- 30-2004-0022793
- 30-2006-0047292
- 30-2002-0027221
- 30-2010-0018442
- 30-2011-0024376
- 30-2011-0024375
- 30-2011-0024372
- 30-2004-0036747
- 30-2004-0039328
- 30-2004-0039327
- 30-2007-0002154
- 30-2005-0036004
- 30-2004-0024819
- 30-2004-0024818
- 30-2004-0024817
- 30-2010-0010700
- 30-2008-0006317
- 30-2008-0006314
- 30-2008-0006312
- 30-2006-0006415
- 30-2014-0025895
- 30-2004-0024821
- 30-2009-0031098

1 2 3 4 5 Next

ページサムネイル

1

2

3

4

国名コード 30-0616288

(19) 대한민국특허청(KR)
(12) 등록디자인공보(S)

(45) 공고일자 2008년12월18일
(11) 등록번호 30-0616288
(24) 등록일자 2008년12월12일

(62) 종류 B7-009, B7-010
(61) 국제분류 09-01
(11) 출원번호 30-2008-0020973
(22) 출원일자 2008년04월18일
우선권지정번호(S)

(20) 우선권주장
29/297,820 2007년11월19일 미국

(73) 등록자
마리 케이 컨트롤러비트
미국 텍사스 힐리스 파크웨이 79904 뉴 달러스 퍼펙터 16081 (주) 78273-9046

(72) 발명자
데이비드
미국 텍사스 힐리스 파크웨이 10319 (주) 76228
소울, 제프리
미국 오하이오 데이비스 테크놀로지 스텝인즈 59 (주) 43060
웨스턴, 알렉스
미국 오하이오 데이비스 테크놀로지 컴퍼니 200 (주) 43218

(74) 대리인
남양진
법률사무소 남양진
(54) 화장용품케이스

임제다윈도면

디자인의 대상이 되는 물품
화장용품케이스

디자인의 설명

- 개념을 위한 몇몇 참조예제.
- 실선으로 표시된 부분이 부분디자인으로서 디자인등록을 받고자 하는 부분임.
- 중 물품은 여러 종류의 화장용품을 수납하는데 사용되는 것임.

디자인 분야의 새로운 요점

*'화장용품케이스'의 형상과 보강재 합성을 디자인공학내용의 요청으로 함.